

資料編

- 1 茅ヶ崎市総合計画基本構想
- 2 計画策定の経過
- 3 茅ヶ崎市総合計画市民提案会議
- 4 茅ヶ崎市総合計画策定検討会議
- 5 茅ヶ崎市総合計画審議会
- 6 暮らしを支える個別プラン
- 7 用語の解説

1 茅ヶ崎市総合計画基本構想

茅ヶ崎市総合計画基本構想は、次に定めるところによる。

第1 将来の都市像

海と太陽とみどりの中で
ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

茅ヶ崎市は、湘南海岸や北部の丘陵、相模川に囲まれたコンパクトなまちです。さまざまな自然の恵みを受けながら、独自の歴史文化がはぐくまれ、世界に羽ばたく人材を多数輩出するなど、「ひと」と「まち」が輝く風土が市民の誇りとなっています。

超高齢化が進行し、人口減少時代を目前に控え、これまでの量的拡大型のまちづくり政策を改め、成熟社会型のまちづくりの推進が求められています。

経済状況の悪化による厳しい財政状況が予測される中、豊かな人材という財産と誇れる風土を大切に、次代を担うひとづくりと人々がいきいきと暮らすまちの安全や暮らしの安心を確保し、茅ヶ崎のまちの魅力・活力を将来にわたって持続させるまち「茅ヶ崎市」を育てます。

20～30年の将来を見据えて、茅ヶ崎市が目指すべき都市像を次のように定め、計画期間10年で「ひとが輝き」「まちが輝く」茅ヶ崎に向けて歩を進めます。

第2 目標年次

平成23(2011)年度を初年度とするこの基本構想の目標年次は、平成32(2020)年度とします。

第3 将来人口の見込み

茅ヶ崎市の人口は、平成32(2020)年に約24.1万人に達し、これをピークに減少に転ずるものと見込んでいます。

1 年少人口(0～14歳)

平成17(2005)年の約3.2万人から増加し、平成22(2010)年に約3.3万人でピークを迎えることを想定しています。その後減少に転じ、平成42(2030)年には約2.6万人になるものと見込んでいます。

2 生産年齢人口(15～64歳)

平成17(2005)年の約15.5万人から減少傾向を続け、平成32(2020)年には約14.3万人に、平成42(2030)年には約13.9万人になるものと見込んでいます。

3 高齢者人口(65歳以上)

平成17(2005)年の約4.2万人から増加傾向を続け、平成32(2020)年には約6.7万人になり、約4人に1人が高齢者になるものと見込んでいます。また、平成42(2030)年には約7.1万人になり、約3人に1人が高齢者になるものと見込んでいます。

このうち、75歳以上の人口は、平成17(2005)年の約1.7万人から増加傾向を続け、平成32(2020)年には約3.6万人と約2.1倍に増加し、高齢者人口全体の半数を超えるものと見込んでいます。

第4 土地利用・都市構造

1 土地利用

茅ヶ崎市は、昭和30年代半ばまでは農地の広がる人口7万人足らずの小都市でしたが、東京・横浜方面などの首都圏への交通の利便性や温暖な風土と良好な自然環境を背景に、住宅都市として急激に人口が増加し、それに伴い高密度な市街地が形成されることとなり、道路や公園といった都市基盤の整備の遅れが見られます。

市域(都市計画区域)(3576ヘクタール)は、優先的かつ計画的に市街

平成21(2009)年12月17日議決

化を進める市街化区域(2213ヘクタール)と、市街化を抑制する市街化調整区域(1363ヘクタール)に区域区分されています。

平成17(2005)年度の土地利用状況は、住宅用地が36.6%と最も多く、次いで農地が15.5%、道路・鉄道用地が10.8%となっており、その他はいずれも10%未満となっています。

市街化区域内の土地利用状況は、都市的土地利用が91.3%を占めており、中でも住宅用地が53.1%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が13.8%、自然的土地利用が8.7%となっています。

市街化調整区域では、自然的土地利用が56.9%と過半数を占めており、中でも農地が29.9%と多くなっています。

市街化区域、市街化調整区域については、大きな土地利用の変更のない範囲で土地利用を進めます。

2 都市構造

茅ヶ崎市は、今後の10年は、少子高齢化が進み人口の自然増加が期待できない状況です。また、茅ヶ崎市は、人口を誘導するような特別な政策は行わないため、人口は平成32(2020)年をピークに減少に転じると予測されていることから、都市としての成熟が求められています。

都市拠点などの整備として、茅ヶ崎駅や辻堂駅西口周辺、香川駅周辺は、「都市拠点」として位置付けられており、駅前広場の整備やアクセス改善などこれまでの都市づくりを促進して行きます。

また、交流やにぎわい形成などを含めて重点的に良好な景観を形成すべき領域を「景観拠点」として位置付けており、順次、特別景観まちづくり地区に指定します。

幹線道路網などの整備は、東西軸としてJ R東海道本線、新湘南国道、国道1号及び国道134号、県道藤沢平塚線、市道柳島小和田線などが、南北軸としてはJ R相模線、首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)、県道柳島寒川線、県道中海岸寒川線、市道東海岸寒川線などがありますが、東西軸に比べると南北軸の整備が遅れているため、バランスよい交通網の形成を目指します。

地区の特性に配慮したまちづくりとしては、茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺を中心とする市街地周辺を、商業や業務、住宅などの複合利用が可能なエリアとして、地域特性に応じた商業・業務・サービスなどの都市機能の集積を図ります。周辺に広がる市街地は、地区の特性に配慮しながら住宅地、業務地、自然地の3区分に類型化された土地利用のもと、快適で安全な市民生活の確保と機能的な都市活動が可能な快適環境都市を目指します。

第5 まちづくりの基本理念

将来の都市像の実現に向けて、総合的な政策展開の基本的な指針として、五つのまちづくりの理念を定めます。

茅ヶ崎市のまちの特徴、近年の動向、現状や課題、今後の見通しなどを踏まえて、10年間の市政を展開するうえでの方向性を示しました。

1 基本理念1

学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり

茅ヶ崎に暮らし、誇りと愛着を持ち、明日の茅ヶ崎を支える人を育てることに力点を置いて、子どもを産み育てること、学齢期の教育、生涯を通じた学習や文化活動、多くの市民が健康づくりに主体的に取り組み、さまざまなスポーツに参加できる環境づくりを、地域ぐるみで総合的に進めます。

母子保健の充実や新生児家庭の訪問事業などにより、子どもを産み育てやすい環境を整えるとともに、乳幼児期の過ごし方の重要性を周知・啓発しながら、子育てが初めての人も安心して子育てができる支援体制や子育て家庭のライフスタイルに合わせた保育サービスの提供、地

域社会全体が子育てにかかわる環境を整えます。

子どもたちを取り巻く、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、事業者の連携・協力によって、子育てにかかわる時間が持て、子どもたちが元気に育ち、意欲的に学び、大人も成長しながら、次代を担う人が育つ環境を整えます。

性別、年齢、国籍、障害の有無などを問わず、あらゆる人が多様な活動に参画し、交流する、はぐくまれた市民の力が十分に生き、一人一人が自分らしく活躍できる地域社会を育てます。

(1) 政策目標1

次世代の成長を喜び合えるまち

目指すべき将来像

- ・ 初めての子育てでも安心できるサポート体制ができている
- ・ 子育てを支え合える地域社会の仕組みができている
- ・ 子どもを産み育てやすい環境が整い、子どもの総数が増えている
- ・ 多様なニーズに合わせた保育サービスが提供されている
- ・ 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じて、子どもと保護者の健康が守られている

ア 施策目標01

安心して子どもを育てることを支援する

施策のねらい

(7) 乳幼児に関する施策の充実

子どもの成長にとって乳幼児期の親の接し方が重要であることを啓発するとともに、保護者のために乳幼児期の子育てについての情報や学習機会の提供など、乳幼児に関する施策を充実します。

(4) 社会全体で子育てを支援する仕組みの構築

子育てを教えてくれる人や支えてくれる人が身近におらず、孤立して不安になっている保護者と子の双方を支えるため、地域社会全体が子育てにかかわる力や助け合う力を回復して、地域の中で、子どもを安心して預けあうなど、社会全体で子育てを支援できる仕組みの拡充を図ります。

(ウ) 子育て支援の充実

妊娠期、出産期、乳幼児期、学齢期のそれぞれの時期や保護者の生活形態に応じて、子育てが初めての人をはじめ、子育て中の保護者が安心して子育てができるよう支援・助成します。

(4) 医療費助成制度の維持

医療費助成制度(小児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成)を安定的に継続運営することで、対象者の健康や福祉の増進と経済的負担の軽減を図ります。

イ 施策目標02

ニーズに合った多様な保育を行う

施策のねらい

(7) 待機児童対策の推進

認可保育園の施設整備により定員増などを行い、入園待機児童の解消を図ります。

(4) 小学生の放課後支援の充実

児童クラブの環境を整え、保護者が労働などで昼間家庭にいない小学生の放課後の健全育成を図ります。

(ウ) 保育サービスの質の向上

保護者の就労形態や生活形態に対応した多様な保育メニューを提供するとともに、保育サービスの質を高め、保護者が安心して子どもを預けられ、子どもが快適に過ごせる保育環境を整えます。

ウ 施策目標03

子どもの健康な成長を支援する

施策のねらい

(7) 母子保健対策の充実

母子保健対策を充実し、子どもも親も健康な生活を送り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、支援を必要とする家庭を支援します。

(4) 子育てサービスの充実

親となる人に基本的な子育ての仕方を身につけてもらえるよう、訪問指導や相談事業などの子育てサービスを充実します。

(ウ) 家庭児童相談事業の充実

家庭児童相談事業を充実し、子育て家庭の育児不安などの解消を目指すとともに、関係機関と連携して、児童虐待の起きた家庭を支援します。

(4) 療育相談事業の充実

巡回相談などを通じて幼稚園、保育園、学校などの機関と連携を深め、療育相談を充実します。

(2) 政策目標2

次世代をはぐくむ教育力に富んだまち

目指すべき将来像

- ・ 児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、学力とともに豊かな人間性がはぐくまれている
- ・ 地域の教育資源を活用することで授業の充実が図られ、地域連携が推進されている
- ・ 学んだ成果が地域の中で生かされている
- ・ 家庭、地域、学校の連携協力により、まちの教育力が生かされている
- ・ 公民館や図書館などが学習・活動の拠点となり、市民自らが地域課題を解決していこうとする機運が高まっている
- ・ 文化財が適切に保護され、活用されている
- ・ 次代を担う市民が育つ教育政策が進んでいる
- ・ 子どもと大人が共に育つ教育理念が政策に生きている
- ・ 基礎的な調査・研究を生かした新たな教育の展開が生まれ、教育課題の解決が図られている

ア 施策目標04

学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる学校教育を推進する

施策のねらい

(7) 確かな学力と豊かな人間性の育成

子どもの育ちを支える教育を推進し、自ら学び続けることによって身に付く学力とともに豊かな人間性をはぐくみます。

(4) 児童・生徒が主体的に学ぶ教育の推進

自分を取り巻く世界との出会いと対話を通し、児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、主体的に学ぶ授業づくりを軸とした教育を進めます。

(ウ) 教育相談機能の充実

児童・生徒が抱える悩みを気軽に相談し、解決することができるよう、学校における教育相談機能を充実します。

(4) 児童・生徒一人一人の状況に応じた教育の推進

児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善し、克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育を推進します。

(ウ) 児童・生徒の成長を促す教育課程の編成

児童・生徒の学び続ける意欲と豊かな人間性をはぐくむ教育課程を編成し、教育活動として具現化できるよう学校への支援を行います。

(カ) 家庭、地域、学校が連携した学校づくりの推進

児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむため、家庭、地域、学校が連携して、特色ある学校づくり、魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりを進めます。

イ 施策目標05

自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する

施策のねらい

(7) 家庭教育・幼児期の教育の支援

すべての教育の出発点である家庭教育や幼児期の教育の学習機会や情報の提供などの取り組みを進め、家庭教育や幼児期の教育を支援します。

(4) 地域教育力の向上

児童・生徒が地域の自然や歴史、文化などを学ぶ機会や地域の人たちとの交流やふれあいなど、さまざまな体験を通して成長できるよう地域教育力の充実に取り組みます。

(ウ) 効果的な社会教育の推進

さまざまな社会教育事業を体系化し、現代的課題や地域課題などの社会的要請に対応した学習機会の提供など効果的な社会教育を推進します。

(イ) 地域の学習拠点としての公民館の充実

公民館を整備・充実します。公民館は、地域の学習拠点として、家庭、地域、学校を結ぶコーディネーターの役割を担い、世代間交流、地域づくり、地域活動への支援を行い、地域課題を地域が自ら解決する力が育つよう支援します。

(ハ) 文化財の保護・活用

先人が守り、伝えてきた市民の誇れる文化であり、次世代へ伝えるべき文化財の調査・研究、保全・保護、活用を図り、この過程で市民との協働を通じて郷土愛をはぐくみます。

ウ 施策目標06

思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる

施策のねらい

(7) 青少年育成の推進

子どもたちが安全で安心な環境の中で、のびのびと育ち、たくましく成長することができるよう、家庭、地域、学校の連携による青少年育成を進めます。

(4) 子どもたちの居場所づくり

子どもたちが、安全で安心に遊ぶことができる居場所づくりとしての小学校ふれあいプラザ、青少年広場、青少年会館などの整備や、さまざまな体験活動ができる野外研修施設の整備を進めます。

エ 施策目標07

地域社会を支える情報拠点としての機能をたかめる

施策のねらい

(7) 図書館の充実

だれもが利用しやすい図書館を目指し、施設設備、図書館資料、データベースや自主事業などの充実を図るとともに、市民の読書支援、学習支援を行います。

(4) 読書に親しむ環境づくり

お話し会などを通して、子どものころから読書に親しめるよう環境づくりを進めます。

オ 施策目標08

教育理念を実現する政策を推進する

施策のねらい

(7) 教育力の向上

茅ヶ崎の教育力が、学校教育の充実とともに、社会教育の展開により、幼児期の教育が振興され、地域教育力や家庭教育力が向上し、次世代の育成に向けての推進力となるよう取り組みます。

(4) 基礎研究に基づく重点施策の立案と事業展開

茅ヶ崎の教育がその効果を発揮できるよう、基礎研究に基づいて重点施策を立案し、事業を展開します。

(ウ) 教育マネジメントの推進

教育行政を効率的・効果的に運営するため、政策・施策の点検・評価

を実施し、総合的な進行管理を行います。

カ 施策目標09

子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し支援する

施策のねらい

(7) 子どもの成長発達についての調査・研究

幼児期からの成長過程の中で、どのような経験をするのが豊かな人間性と自律性をはぐくむことにつながっていくのか、教育的側面から研究します。

(4) 教育課題についての調査・研究

子どもたちの学習や生活の状況を把握し、幼児期の教育のあり方など教育課題の調査・研究を進め、学校教育と社会教育の新たな取り組みの展開につなげます。

(ウ) 教職員の研修機会の提供と学校の支援

児童・生徒の学び続ける意欲と豊かな人間性をはぐくむために必要な教育者としての資質や指導力向上に向けた研修機会の提供と学校支援を実施します。

(イ) 質の高い授業づくりの支援

学習内容・指導方法に関する実証的な授業研究を踏まえ、質の高い授業の実践を目指した学校づくりを実現するための研修を展開します。

(ハ) 相談・支援体制の充実

子どもたちが抱える問題や課題の解決のために必要な相談・支援体制を充実します。特に、教育相談について、相談者のニーズに応じた総合的・横断的な取り組みができる体制を構築します。

(3) 政策目標3

次代に向かって教育環境ゆたかなまち

目指すべき将来像

- ・ より広い視野から教育方針を決定している
- ・ 一貫した教育方針を基に、安定した継続性のある施策を実施している
- ・ 教育行政の推進と学校教育環境の充実が図られている
- ・ 教育施設の改善が進み、児童・生徒の安全性、快適性が保たれている
- ・ 児童・生徒が健康で安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境が整備されている
- ・ 地産地消、食の安全、栄養バランスなど、食育に配慮された給食が提供され、児童・生徒たちが健やかに育っている

ア 施策目標10

円滑に教育行政を進める

施策のねらい

(7) 理解され、信頼される教育行政の推進

教育委員会の役割や活動について情報を発信し、市民から理解され、信頼される教育行政を推進します。

(4) 教育行政の効率的・効果的な運営

教育行政を効率的・効果的に運営するため、継続性のある施策を充実したものとするとともに、組織、人事、事務管理の一層の適正化を図ります。

(ウ) 教育効果を発揮できる環境づくり

教育効果を発揮できる教育行政を円滑に推進するため、教育を取り巻く社会環境の変化などに対し、充実した審議で適切な意思決定とそれに伴う施策を実現できる環境づくりを進めます。

(イ) 学校備品などの適正管理

教育環境と授業の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲をはぐくむため、学校備品、学校遊具・体育器具の管理を適正に行います。

イ 施策目標11

安全で快適な教育環境をつくる

施策のねらい

(7) 教育施設の整備

老朽化した教育施設の整備など日ごろの教育環境の向上に努めるとともに、児童・生徒をはじめ多くの人々が安全・安心で快適に学習と利用ができるように、大規模改修事業や環境改善事業など、教育施設を整備します。

ウ 施策目標12

健やかで安心できる学校生活を支援する

施策のねらい

(7) 就学が困難な児童・生徒への支援

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒に対して学用品費、学校給食費などを支援します。

(4) 学校給食の充実

健やかな心身の育成のため、献立を充実し、食の安全確保、衛生管理を徹底し、質の良い給食の提供に努めるとともに、食の大切さを伝えます。

(ウ) 学校保健の充実

健康診断を実施し、児童・生徒の健康状況を把握するとともに、健康管理に関する指導・助言体制を整備し、児童・生徒の健康保持増進を図ります。

(4) 教職員の適正配置

教職員の確保と適切な配置により、児童・生徒が効果的に教育を受けられる体制を整えます。

(4) 政策目標4

多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち

目指すべき未来像

- ・ 市民の学習意欲に応じて、学習拠点とともに、市民、大学、事業者などとの協働によって新しい学習の場や機会が充実している
- ・ 地域文化への愛着と未来への創造力があふれ、だれもが自然に文化・芸術に親しんでいる
- ・ 世代を超えてスポーツに親しみ、健康に暮らしている人が増えている
- ・ 互いを尊重しながら、自らの意思で積極的に等しく社会に参画できる環境が整っている

ア 施策目標13

まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ

施策のねらい

(7) 市民の自主的な学習活動の促進

だれもが自由に参加し、互いに学び、学んだことを生かせる学習環境を整えることにより、市民の自主的な学習活動を促します。

(4) 生涯学習を担う人材の活用

生涯学習を担う人材を活用して、時代の変化に対応し、自立した個人の成長を支援します。

(ウ) 生涯学習拠点の整備とネットワークの構築

生涯学習の拠点を整備し、生涯学習を総合的に展開していきます。また、企業・NPO・学校・市民のネットワークを構築します。

(4) 芸術・文化に触れ合う機会の増加

芸術・文化を通して、だれもが日々の暮らしを豊かにし、心の充足感、生きる力、他人に対する優しさなどをはぐくむことができるよう努めます。また、市民文化会館のリニューアルによりバリアフリー化を推進し利用者の利便性の向上を図るなど、芸術・文化に触れ合う機会を増やします。

(ウ) 身近なところで触れる芸術活動の展開

地域住民のもとへ出向いて芸術活動を行うアウトリーチ活動など、芸術・文化への最初の接点の垣根を低くする取り組みや、芸術・文化鑑賞事業や創造育成事業、次世代育成事業で「気づき」の仕掛けを行うこと

により、これまで芸術・文化になじみが薄かった層の芸術・文化への新たな参画を促します。

(ウ) 市史の編さん、情報発信

郷土の発展、変遷を理解してもらうため、茅ヶ崎市に関する歴史資料を調査・収集・保存し、歴史講座の開催や「ヒストリアちがさき」の刊行などによって、その成果を広く発信することにより、わがまち、わが地域への愛着心をはぐくみます。

イ 施策目標14

いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる

施策のねらい

(7) 生涯スポーツ・健康づくりの推進

市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ健康づくりができる、生涯スポーツと健康づくりの推進を図ります。

(4) さまざまなスポーツに取り組める環境づくり

スポーツ人口を増やし、指導者を育成し、さまざまな種類のスポーツに多くの人が気軽に参加する環境づくりを進めます。

(ウ) スポーツ施設整備の推進

市民のだれもが、気軽にスポーツに親しめるよう、既存スポーツ施設のバリアフリー化を含めた機能充実と新たなスポーツ施設整備の推進を図ります。

(4) 健康意識の向上

市民一人一人が健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康に関する適切な情報と場を提供し、健康意識の向上を図ります。

(4) 食育についての正しい知識の普及

市民一人一人が、主体的自発的に健全な食生活を送ることができるよう、食育についての正しい知識を普及します。

(ウ) 一次予防に重点を置いた健康づくりの推進

がん・脳卒中・心臓病・糖尿病などを予防するために、一次予防(生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病などを予防する)に重点を置き、健康教室や保健指導などを実施し、市民全体の健康づくりを推進します。

ウ 施策目標15

互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる

施策のねらい

(7) だれもが社会参画できる環境づくり

すべての人が個人として尊重され、配偶者などへの暴力、高齢者虐待、児童虐待やいじめなど、あらゆる人権侵害となる問題の解決と家庭や地域における生活や職場などにおいて、男女が性別にかかわらず、個人の個性と能力を対等に発揮できる男女共同参画社会実現に向けた環境づくりに取り組みます。

(4) 国際化に対応した行政サービスの提供と地域交流の支援

増加傾向にある外国籍市民が、適切に行政サービスを享受し、地域において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、多言語による情報提供や国際交流事業などを通して、国際化に対応した行政サービスの提供や地域での交流を支援します。

(ウ) 都市交流の推進

多くの都市やそこに暮らす人々と交流することにより、異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を育てます。

(4) 平和の尊さの啓発

戦後60余年が経過し、戦争の記憶が薄れる中、平和の尊さを啓発する必要性が高まっています。戦争を体験した世代が少なくなる中、「平和のつどい」の開催などを通して、市民に平和の尊さを認識してもらう活動を進めます。

2 基本理念2

いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり

超高齢化が進行する中で、市民のだれもが、住み慣れたまちで、自分らしく元気に暮らし続けられる地域をつくります。

保健・医療の基盤を維持・充実し、疾病の予防や早期発見・早期治療などを推進することで、市民の健康を守ります。また、市立病院で質の高い医療サービスを安定して提供します。

制度による公的な福祉サービス（公助）を充実させていく一方で、多様化する課題に的確に対応するため、公助の限界を見極めつつ、共助による支え合いの仕組みを構築します。さまざまな福祉活動を支援し、ネットワーク化することで、地域の「支え合い」の力を着実に育てます。

(1) 政策目標5

共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち

目指すべき将来像

- ・ だれもが安心して医療を受けている
- ・ 在宅生活を支援するサービスが充実し、住み慣れた地域で暮らし続ける人が増えている
- ・ ボランティアに取り組む人が増え、地域での見守り、支え合いができている
- ・ 地域の総合的な相談機関や専門相談員が設置され、だれもがより身近なところで相談できている
- ・ 元気な高齢者が増えている
- ・ 日ごろの見守り活動とともに、災害時要援護者の支援体制も整っている
- ・ 地域で活動する自立した障害者が増えている
- ・ だれもが生活の不安なく暮らしている

ア 施策目標16

健康と自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる

施策のねらい

(7) 各種検診の受診率の向上

疾病の早期発見・早期治療のために、検診の必要性を広報紙や個別通知などで啓発し、健康診査などの受診率を上げ、だれもが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるようにします。

(f) 地域医療の充実

救急医療事業のあり方を再検討するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保し、いざというときに身近なところで医療サービスが受けられるようにします。

(7) 支え合える環境づくり

地域住民のつながりを再構築し、住み慣れた地域でだれもが充実した生活を送ることができるような社会環境を整備します。

(4) 地域福祉活動の充実

地域での多様な福祉活動の担い手を増やし、その活動を支えるための拠点を整備充実します。

(4) 地域福祉活動のネットワーク化

支援が必要な人に対して、公的な制度による福祉サービスと制度によらない民間主体の福祉サービスが切れ目なく提供できるような体制を構築します。

イ 施策目標17

医療を受けられる保険制度を安定的に運営する

施策のねらい

(7) 国民健康保険事業などの安定した事業運営

国民健康保険と後期高齢者医療制度の安定的で健全な運営を確保し、だれもが安心して医療が受けられるようにします。

(4) 特定健康診査の実施率の向上

特定健康診査の実施率を向上させ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者と予備群を掘り起こし、効果的な保健指導を行い、糖尿病など生活習慣病の改善につなげることで、健康の保持に努めます。

(7) 国民年金への加入促進

一人一人の年金受給権確保のために、国と協力・連携し、きめ細かな年金相談を推進するとともに、国民年金に係る各種届出などの適切な事務処理を進めることで、国民年金への適正な加入と保険料納付を促進します。

ウ 施策目標18

高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する

施策のねらい

(7) 高齢者の健康づくりと生きがいづくりの支援

高齢者が、できるだけ健康で、その人らしく生きがいをもって生活できるよう、体力・健康づくりと生きがいづくりを支援します。

(4) 介護サービスの充実

介護が必要な高齢者に対して、身近な地域で安心して、必要なサービスが利用できるよう、介護保険サービスを充実します。

(7) 認知症高齢者に対する支援の充実

認知症高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしが続けられるよう、地域ケア体制を整備します。

(4) 地域包括支援センターの機能充実

高齢者とその家族に対して、身近な地域で、保健・福祉・介護に関する相談ができるよう、地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、さらなる施設整備を行い、地域支援体制を整備します。

(4) 権利擁護体制の充実

高齢者が、主体的な生活を選択する際に、権利を侵害されたり財産を脅かされたりすることがないよう、成年後見制度などの権利擁護制度を活用し、いざというときも安心して生活できるようにします。

(4) 災害時要援護者支援制度の充実

一人暮らしの高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるようにするための災害時要援護者支援制度を充実します。

エ 施策目標19

障害者の自立した生活と社会参加を支援する

施策のねらい

(7) 障害者が暮らしやすい条件や環境の整備

障害者が、自分の住んでいる地域で安心して生活できるよう、暮らしの場の整備をはじめ生活全般にわたる支援など、障害者の暮らしを支えるサービスを充実します。

(4) 主体性や自立性の確立

障害者が、その人らしく生きていくために、能力や特性に応じた活動の場の確保や就労に向けた多様な支援を行い、主体性や自立性を確立できるようにします。

(7) ノーマライゼーションの浸透

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあい、共に社会を築いていく市民であるという意識を啓発していきます。

(4) 権利擁護体制の充実

障害者が主体的な生活を選択する際に、権利を侵害されたり財産を脅かされたりすることのないよう、成年後見制度などの権利擁護制度を活用し、いざというときも安心して生活できるようにします。

(4) 災害時要援護者支援制度の充実

一人暮らしの高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるようにするための災害時要援護者支援制度を充実します。

(4) 医療費助成制度の維持

重度障害者医療費助成を安定的に継続運営することで、対象者の健康や福祉の増進と経済的負担の軽減を図ります。

オ 施策目標20

安定した生活を支援する

施策のねらい

(7) 生活困窮者への自立支援

生活保護の開始には至らないものの、さまざまな理由で生活に困窮している人に対し、自立支援に向けた施策を講じることで、将来的に生活保護の開始に至らないようにします。

(4) 生活保護世帯の自立支援

生活保護を受給している世帯に対し、必要な支援を行いながら自立を促し、できるだけ短期間で自立できるようにします。

(2) 政策目標6

質の高い医療サービスを安定的に提供するまち

目指すべき将来像

- ・ 市立病院が地域の基幹病院として、急性期医療を担っている
- ・ 市立病院は、救急医療体制が整っており、急病時に安心して医療を受けることができる
- ・ 市立病院は、小児科・産科・麻酔科などの不足しがちな診療科目の医師も充足されている
- ・ 地域の基幹病院である市立病院が健全に経営されている

ア 施策目標21

効果的・効率的に病院を経営する

施策のねらい

(7) 経営健全化による安定した病院経営

救急医療、災害時医療、小児医療、周産期医療など地域医療確保のために担う役割を果たしつつ、経営の健全化を図り、安定した病院経営を行います。

イ 施策目標22

高度で良質な医療サービスを提供する

施策のねらい

(7) 質の高い医療の提供

市立病院は、地域の基幹病院として急性期の患者を中心に、質の高い医療を提供します。

(4) 病診連携と機能分担の促進

かかりつけ医を中心とした地域医療の連携や民間病院・診療所との機能分担と連携を促進します。

3 基本理念3

安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり

深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。

ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。

市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。

多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。

災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。

(1) 政策目標7

環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち

目指すべき将来像

- ・ 低炭素・資源循環・自然共生社会の形成に向け、日常生活や事業活動・行政活動において、環境配慮への意識の向上や自主的・連携した取り組みが実践され、温室効果ガスの排出量が減少している
- ・ 空気がおいしく、澄み渡った空が見られるきれいな環境を身近に感じることができる
- ・ 多くの市民が、ごみ・資源の適正分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており、廃棄物の削減が進み資源の有効活用が図られている
- ・ 適正で効率的な資源分別・収集が定着し、焼却残さの削減と温室効果ガス排出量の削減が進んでいる

ア 施策目標23

環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する

施策のねらい

(7) 環境に配慮した活動の実践

深刻化している地球温暖化や生物多様性の喪失などの地球環境問題に対処し、持続可能な社会を構築するため、低炭素社会、資源循環型社会、自然共生社会への転換を目指します。また、市民一人一人の日常生活、事業者それぞれの事業活動において、温室効果ガスの排出削減や省エネルギーなどを実践できるような仕組みや、多様な生物が生息できるよう海・川・里山・農地などの自然が保全され、維持管理されるような仕組みにより、市域全体で環境に配慮した活動を促進します。

(4) 環境意識の高揚

環境教育の充実とさまざまな機会を活用した環境情報の提供などを通じて、理解を深めながら環境意識の高揚を図ります。

(ウ) 地域組織や団体への活動支援

既に環境に配慮した活動に自主的に取り組んでいるコミュニティ、事業者、学校などとのネットワークの充実と新たに取り組む意欲のある団体などの活動を支援します。

イ 施策目標24

快適で安全な生活環境を守る

施策のねらい

(7) 市民・事業者などの意識やモラルの向上

だれもが安心して暮らせる快適な環境を保全する活動に、市民・事業者などの参加を促すとともに、公害の監視活動や情報開示を通じて、市民・事業者などの環境に対する意識とモラルを向上させる仕組みを構築し、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を進めます。

(4) 地域の環境保全活動や美化活動の促進と支援

地域、地区レベルで自治会組織や市民一人一人が、地域の環境保全活動や美化活動に自発的に取り組めるよう、仕組みづくりや支援に努めます。

ウ 施策目標25

資源循環型社会の形成を目指す

施策のねらい

(7) ごみの排出抑制

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式からの脱却を目指して、啓発活動の充実を図るとともに、レジ袋削減に向けた取り組みなどを通じて、ごみに対する意識の高揚を図り、全市民と協働してごみの排出抑制を進めます。

(4) 資源循環の仕組みの充実

ごみ処理の広域化を推進し、処理施設と資源化施設の共同整備や有効活用を図るとともに分別品目や収集方法を見直して資源化を促進します。

エ 施策目標26

ごみや資源物を効率的に収集・処理する

施策のねらい

- (7) 資源物の適正排出の指導・周知の徹底と収集の効率化
燃やせるごみ・燃やせないごみ(破碎すれば燃やせるごみも含む)に含まれている資源物を減らすため、資源物の適正排出の指導・周知を徹底するとともに、資源物の分別収集品目の拡大により、ごみの減量化を推進します。また、資源物の効率的な収集を実施します。
- (4) 最終処分場の適正な維持管理
最終処分場の適正な維持管理のため、ごみの排出抑制・資源化を推進するとともに、焼却残さの溶融化・有効活用を促進します。

(2) 政策目標8

安全で安心して暮らせるまち

目指すべき将来像

- ・ 地域ぐるみの防犯活動が進み、犯罪が抑制されている
- ・ 自転車利用のマナーが徹底され、自転車事故が減少している
- ・ 地域の自主防災組織の組織化が進み、防災リーダーのもと、避難訓練、防災活動が活発に行われ、日ごろから災害に備えられている
- ・ 市民の不安や悩みに対する相談に対応できている

ア 施策目標27

市民生活の安全を確保する

施策のねらい

- (7) 犯罪の未然防止
オレオレ詐欺や還付金詐欺に代表される主に高齢者をターゲットとした振り込め詐欺事件が急増しており、その犯罪の未然防止に取り組みます。
- (4) 防犯体制の強化
地域での防犯に対する意識が高まっていることから、地域の防犯活動の核となる防犯リーダーの育成が必要です。そのための講座の開催や人材育成には、多くの市民の参加を促すための柔軟性をもった取り組みを検討するとともに、地域防犯活動に対する支援を充実します。また、関係機関、関係団体と連携し防犯体制の強化に努めます。
- (7) 駅周辺の放置自転車の解消
放置自転車により歩行者空間や通行の確保が阻害されており、駅周辺の放置自転車の解消を図る対策を講ずるとともに、自転車駐車場の整備を推進します。
- (4) 交通安全教育と広報啓発活動の推進
関係機関、関係団体との連携強化を図りながら、受講機会が少ない大人に重点を置いた交通安全教室を実施するとともに、自転車の安全利用についての広報啓発活動を充実します。

イ 施策目標28

あらゆる災害や危機に効果的に対応する

施策のねらい

- (7) 迅速な避難・救出の体制整備
災害が発生した場合に、災害対策本部を設置し、迅速な避難や救出など市民の生命と安全を確保できる体制を整えます。
- (4) 防災意識の普及と自主防災組織への支援
自主防災組織との連携を強化するため、自助、共助、公助、それぞれの役割を認識できるよう意識の普及に努めるとともに、自主防災組織への支援をさらに充実・強化し、総合的な地域防災力の強化を図ります。
- (7) 防災基盤の整備
災害時に重要な役割を担う防災行政用無線などの情報発信インフラなどの防災基盤の整備に努めます。災害時の応急対策として備蓄品の備蓄率の向上を目指します。また、ライフラインの耐震性の強化を関係機関と連携しながら進めます。

ウ 施策目標29

市民の悩みや不安を解消する

施策のねらい

- (7) 情報提供の充実と相談の環境整備
近年、高齢者や生活弱者を狙った訪問販売や電話勧誘など、悪質商法による手口は巧妙化しています。情報提供のあり方や相談しやすい環境を整備します。
- (4) 消費者意識の啓発
市民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、消費者啓発講座の開催、ホームページなどでの情報提供などにより、消費者意識の啓発を推進し、複雑・多様化する消費生活問題の被害を予防するとともに、未然に被害を防ぐための相談を充実します。
- (7) 関係機関との連携強化
相談の充実を図るとともに、関係機関との連携・強化により早期での被害者の救済に対応します。
- (4) 相談の充実
市民が抱えるさまざまな悩みを解決し、安心して生活ができるよう、内容に応じた各種相談を充実します。

(3) 政策目標9

生命や財産が守られるまち

目指すべき将来像

- ・ 安全を守るという目標のもと一丸となり効果的な消防業務を効率的に推進している
- ・ 市民に消防活動への理解と高い防火・防災意識があり、地域での助け合いの仕組みが整っている
- ・ 火災や事故、急病などの際に、消防車や救急車が迅速に駆けつける
- ・ 多様化する災害に効果的に対応できるよう、消防職員が高い能力を持っている
- ・ 消防部隊や消防団の連携が強く、高い消防力を持っている

ア 施策目標30

消防業務を円滑に実施するための体制を整備する

施策のねらい

- (7) 組織の効率化と職場環境の整備
効率的な組織の構築、職場環境の整備を行い、消防組織が持つ力を最大限に発揮します。
- (4) 消防業務への理解と協力
消防の業務を市民に広く発信することにより、消防活動の行いやすい環境を作り、安全なまちを支えます。
- (7) 消防職員の能力向上
複雑・多様化する消防業務に対応するため、専門的知識や技術の習得を図り、消防職員の総合的な能力の向上を図ります。

イ 施策目標31

火災発生と火災危険を減らす

施策のねらい

- (7) 防火意識の普及・啓発
火災予防の調査研究を行い、防火意識の普及・啓発を進め、火災のないまちを目指します。
- (4) 消防用設備などの整備促進
建築物の消防用設備などの整備を適切に指導することで、火災を予防し、火災が発生したときの危険を減らします。

ウ 施策目標32

消防力を充実し、災害活動体制を強化する

施策のねらい

(7) 消防活動環境の調査・整備

消防活動に関する調査・整備を通して、消防署部隊・消防団部隊の消防活動能力を高めます。

(4) 消防団との連携強化

消防団との連携を深め、効果的・効率的に災害に対処する能力を高めます。

エ 施策目標33

救急業務の高度化を図り、質の高い救急サービスを提供する

施策のねらい

(7) 救急・救助活動環境の調査・整備

救急・救助活動に関する調査・整備を通して、消防署部隊の救急・救助活動能力を高めます。

(4) 救命講習会などの受講環境の整備

市民に対する救命講習会などの受講環境を整備し、救命に必要な技術や知識を習得した市民を増やすことで、市民が市民を救うまちを目指します。

(ウ) 救急車利用の適正化

広報紙や市ホームページを活用するなどして、救急車の適正な利用方法を周知し、不適正な利用を抑制します。

オ 施策目標34

防火対策の指導を効果的に実施する

施策のねらい

(7) 立入検査の環境整備と効果的・効率的な実施

事業所などへの立入検査を行う体制を整備し、また、効果的・効率的な立入検査を実施し、火災危険のないまちを目指します。

カ 施策目標35

消防業務を効果的・効率的に実施する

施策のねらい

(7) あらゆる災害への対応

災害に効果的に対応できる能力を高め、あらゆる災害に対応します。

(4) 効率的な消防の展開

消防のあらゆる業務を主体的・補完的に担い、効率的な消防を支えます。

4 基本理念4

人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり

茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平坦な地形にコンパクトな市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。

現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。

市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。

公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。

茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしなが、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人が訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。

自然環境など地域の特性に配慮し、生活や防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。

(1) 政策目標10

魅力にあふれ住み続けたいまち

目指すべき将来像

- ・都市計画制度が適正に運用され、市街地と自然の良好なバランスが保たれている
- ・地域特性を生かしたきめ細かなルールで、秩序ある土地利用や良好な住環境が維持・創出されている
- ・中心市街地や都市拠点の利便性が高まり、徒歩や公共交通、自転車を利用する割合が高まっている
- ・都市の防災性能が向上している
- ・地域特性を生かした魅力ある景観を、市民・事業者・行政が一体となって、維持・創出している
- ・豊かな自然環境が保全され、身近にみどりを感じられる

ア 施策目標36

地域特性を生かした都市空間をつくる

施策のねらい

(7) 地域特性に配慮した土地利用の推進

魅力と活力ある都市空間の形成に向け、地域特性に応じた適切な規制・誘導で、良好な住宅地などの形成や自然環境に配慮した土地利用を進めます。

(4) 地域特性を生かしたルールの整備

安心して住み続けることができる住環境の形成に向け、地域住民と協働して、地域の特性を生かした地区計画など、ルールの制定や拡充を進めます。

イ 施策目標37

住みやすく住み続けたいまちをつくる

施策のねらい

(7) 集約型都市構造の実現に向けた交通体系の構築

集約型都市構造の実現に向け、利便性が高く、人と環境にやさしい交通体系を構築します。また、公共交通を優先した新たな交通システムを導入します。

(4) 鉄道輸送力の増強

J R東海道本線、J R相模線の輸送力増強について事業者へ働きかけます。

(ウ) 防災体制の構築

都市防災推進事業の推進を図り、災害時の被害を軽減し、被災後の迅速な復旧のため、自助・共助・公助による取り組み体制の構築を目指します。

(4) 住環境整備の調査・研究

住環境整備を進めるため、必要な支援や法制度の導入を進めます。

ウ 施策目標38

美しい景観を形成し、命をはぐむみどりを保全・再生・創出する

施策のねらい

(7) 地域特性を生かした景観の形成

歴史の積み重ねの中で形づくられてきた「地域らしさ（地域特性）」を感じさせる魅力的な景観を、市民・事業者・行政が一体となって守り、育て、創造していくことで、快適な都市環境を実現します。

(4) みどりの保全・再生・創出

生物多様性のある自然を守り、次世代へ豊かなみどりを継承し、快適な都市と健康で心豊かな生活を支えるみどりを創造します。

都市緑地法などの法制度の活用や茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しなどにより、みどりの保全・再生・創出に努めます。

市民・事業者・行政の主体的な取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりを推進します。

計画の実効性を高めていくために、緑のまちづくり基金の充実を図ります。

エ 施策目標39

安全で秩序ある住環境を形成する

施策のねらい

(7) 建築確認・許認可制度の適正な運用

建築確認・許認可制度を適正に運用することで、安全、防火、衛生面などが良好なまちづくりを進めます。

(4) バリアフリー化や福祉のまちづくりの推進

「バリアフリー新法」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」などに基づき、建築物などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図り、だれもが暮らしやすいまちをつくります。

(ウ) 住宅・建築物の耐震化

地震に強いまちづくりを目指し、住宅、建築物の耐震補強や建て替えを促進し、耐震化率の向上を図ります。

オ 施策目標40

開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

施策のねらい

(7) 無秩序な市街化の抑制

無秩序な市街化を防ぎ、良好な都市環境の形成に資する土地利用を促進するため、宅地開発などにあたって、一定の基準に沿った指導を行います。

(4) 開発・建築の許可制度などの適正な運用

都市計画法に基づく開発許可や建築許可、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例」など、各制度の適正な運用を図ります。

(2) 政策目標11

だれもが快適に過ごせるまち

目指すべき将来像

- ・ 道路情報管理システムが構築され、道水路敷が効率的に管理・利用されている
- ・ 道路・橋りょうの整備により、渋滞の緩和効果があらわれている
- ・ 生活道路の整備などにより、狭あい道路の多いエリアが縮小している
- ・ 公園・緑地が市民の憩いや交流の場として、親しみを持って利用されている
- ・ 公共建築物の耐震化が進み、安心して利用し、住み続けることができる

ア 施策目標41

道水路敷の効率的な管理・利用を進める

施策のねらい

(7) 法令に基づく市道の管理

法令に基づき、市道を管理するため、市道の認定と廃止、区域の決定や供用の開始などを行います。

(4) 道水路敷の有効利用

行政財産である道水路敷の有効利用を図るため、積極的に用途廃止、交換、払い下げ業務を行います。あわせて、道路敷の寄付採納と道水路敷の付け替えを行います。

(ウ) 道水路敷の境界確定や電子データ化による管理

道水路敷を管理するため、境界確定業務を推進するとともに、境界確定図交付事務の簡素化と迅速化を図るため、電子データ化による道路情報管理システムの運用を推進します。

イ 施策目標42

交通を円滑に処理する道路網を整備する

施策のねらい

(7) 幹線道路・環状道路の整備

都市機能を支える都市計画道路を主とした幹線道路、環状道路を整

備し通過交通車両を抑制し、地域間の移動の利便性の向上と歩行空間・自転車走行空間の確保に努め、交通の円滑化により安全な道づくりを進めます。また、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保、景観や環境に配慮した道路づくりを進めます。

ウ 施策目標43

身近な生活道路を安全で快適にする

施策のねらい

(7) 生活道路の整備

安全で快適な生活環境を確保するため、狭あい道路などの整備や舗装修繕を積極的に行い、生活道路の整備を推進します。

(4) 道路排水施設などの整備

集中豪雨対策として、道路冠水発生箇所については、状況に応じた道路排水施設の整備を行います。また、迅速な交通誘導と通行の制限により、道路の安全な通行の確保を推進します。

(ウ) だれもが利用しやすい道路空間の確保

道路の無電柱化やバリアフリー化を推進することにより、だれもが利用しやすい道路空間を確保し、交通事故の減少を図ります。

エ 施策目標44

公園・緑地を整備する

施策のねらい

(7) レクリエーション拠点の整備

海岸や里山などの豊かな自然・景観を生かしたレクリエーション拠点となる公園・緑地を整備します。

(4) 既存の公園・緑地の再生整備

身近な公園・緑地の整備に加えて、既存の公園を対象として、地域住民のニーズに対応した再生整備を推進します。

(ウ) 協働による既存公園・緑地の管理運営

既存の公園・緑地に関しては、地域住民が愛着を持ち、親しみのあるみどりを増やしていくために協働による管理運営を目指します。

オ 施策目標45

安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

施策のねらい

(7) 公共建築物の整備

安全で環境に配慮した快適なだれにもやさしい施設づくりを進めます。

(4) 既存住宅ストックの有効活用

市営住宅は、半数以上が築後30年以上を経過しており、老朽化が顕著になっていることから、的確な整備・保全を行い、既存住宅ストックの有効活用を図ります。

(ウ) 住宅セーフティネットの機能向上

多様化する住宅困窮者を支援するため、市営住宅における暮らしやすい環境などの整備を進めます。

(3) 政策目標12

快適な水環境が守られるまち

目指すべき将来像

- ・ 下水道経営方針に基づき、経営の健全化、安定化が図られている
- ・ 水洗化により多くの世帯が快適な生活を営んでいる
- ・ 下水道の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質が良好に保たれている
- ・ 雨水対策が充実し、浸水被害が減少している
- ・ 川辺の自然と人がふれあえる水辺空間が整備され、多くの市民に親しまれている
- ・ 下水道の長寿命化が進められている

ア 施策目標46

下水道経営を健全に安定して行う

施策のねらい

(7) 下水道経営の健全化・安定化

平成24(2012)年4月からの地方公営企業法適用に伴い、下水道経営の方針を樹立し、経営の健全化、安定化を図ります。

(4) 水洗化普及率の向上

公共下水道供用開始告示区域内の水洗化普及率100%を達成するための指導・啓発に努めます。

イ 施策目標47

公共下水道(雨水・汚水)・河川を整備する

施策のねらい

(7) 計画的な公共下水道施設の整備

公共下水道は、生活環境の改善をするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全し、健全な水環境を守るという役割を担う重要な都市基盤であることを認識し、快適環境都市づくりに向けて計画的に公共下水道施設の整備を推進します。

(4) 雨水対策

雨水対策は、下水道事業の重要な役割のひとつであり、その対策にあたっては緊急度を考慮し、雨水排除能力の確保に加えて、面的な対策である貯留・浸透などの流出抑制対策も含めた方策を検討し、浸水の少ない安全なまちづくりを目指します。

(ウ) 河川整備

河川整備は、治水を基本としながら、条件の整った区域では、親しみやすい水辺空間を創造することで、川辺の自然とふれあいを通じた心豊かな暮らしの実現に向けた整備を、計画的に推進します。

ウ 施策目標48

下水道・河川施設の信頼性を確保する

施策のねらい

(7) 管路の耐震化と計画的・効率的な改築

緊急輸送路に埋設されている管路や避難所からの排水を受ける管路の耐震化に着手するとともに、下水道維持管理計画を策定し計画的・効率的な改築事業に着手します。

(4) 河川・水路の改修と計画的な維持・管理

河川・水路の改修や計画的な維持・管理を行い、市内の浸水箇所を無くし安全で快適な生活を確保します。

(4) 政策目標13

地域の魅力と活力のある産業のまち

目指すべき将来像

- ・ 地場産品のブランド化が進み、茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化している
- ・ 商業や農業・水産業の後継者が増加している
- ・ 既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されている
- ・ 観光のネットワークが形成されている
- ・ 市民生活の利便性の高い都市拠点が整備され、活力あるまちとなっている

ア 施策目標49

多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する

施策のねらい

(7) 企業の安定的な経営支援

市内企業が、安定した経営を行えるように関係機関と連携を図り、金融支援や経営指導などを行い、企業の安定した経営基盤の整備について支援します。

(4) 企業の立地支援

新たな交通網の整備を視野に入れ、企業の立地を図り、雇用の創出を支援します。

(ウ) 茅ヶ崎ブランド製品の販売促進支援

地域の特産品や産業の連携で、茅ヶ崎ブランド製品の創出を進めるとともに、関係団体と連携し、効果的な情報発信と流通経路の確立を支援します。

(4) 魅力ある商店街と個店の育成支援

地域の魅力を生かした商店街の育成を支援するとともに、個性ある個店の魅力づくりを、関係機関と連携して支援します。

(4) 観光資源の開発の促進

海や里山の自然に恵まれた地域の特性を生かした観光資源の開発や、既存の資源の有効活用を促進し、観光イベントを充実します。

(4) 回遊性の確保

茅ヶ崎海岸や里山公園などの観光資源や、地域に根付いた地域資源が多数存在します。多くの居住者や来訪者が利便的な移動が可能となるように、交通機関の活用も含めた回遊性を確保します。

イ 施策目標50

農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める

施策のねらい

(7) 異業種交流の場の提供

農業、水産業、商業による異業種交流の場の提供を継続的にを行い、地産地消と新たなビジネスチャンスの創出を行います。

(4) 経営の安定化支援

農業・水産業の担い手の確保育成や経営能力の向上を図り、魅力ある産業として就労意欲が高まるような仕組みづくりを進め、経営の安定化を支援します。

(ウ) 地産地消の推進

農業・水産業は環境や食の安全に対する消費者の関心の高まりと地場産業振興の観点から地産地消を進めるとともに、消費地の中に生産地がある特徴を生かし地産地消の拠点づくりを進めます。

(4) 海岸侵食対策の推進

県と連携し漁港西側に堆積する砂を中海岸へ搬送するとともに、国・県などの関係機関へ海岸侵食対策事業に対する要望活動を行い、侵食対策を推進します。

(4) 海岸活用の支援

多様化する海洋レジャーに伴う海浜地の利用に対して、湘南海岸の特性が生かせるようなイベントなどの開催に対し支援します。

(4) 農地の保全・活用の推進

生産基盤整備や意欲の高い担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の確保と有効利用を図り、農地の保全・活用を推進します。

ウ 施策目標51

充実感をもって働けるための就労を支援する

施策のねらい

(7) 充実した労働支援の実現

関係機関と定期的な意見交換を通じ情報を共有することで連携を強化し、充実した就労支援体制を整えます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、市内事業所との協力体制を構築します。

エ 施策目標52

地域特性に配慮した都市拠点を整備する

施策のねらい

(7) 住宅、商業、工業などが調和した土地利用の誘導(辻堂駅西口周辺)

辻堂駅西口周辺は、隣接する藤沢市の湘南C-X(シークロス)を軸に、駅施設の改良などの整備を進め、住宅、商業や工業などが調和した土地利用へと誘導します。

(4) 交通基盤の整備・都市機能の導入(香川駅周辺)

香川駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入を段階的に進めます。

- (ウ) 公共施設・商業施設の段階的整備（浜見平地区周辺）
浜見平地区は、周辺地区も含め、少子・高齢化を考慮し、団地の建て替えに合わせ生活の利便性や防災性の向上を目指すとともに、地域に必要な公共施設や商業施設の整備を段階的に進めます。
- (イ) 基盤整備の推進（萩園地区）
萩園地区は、産業系土地利用への誘導を図るための基盤整備の推進を図ります。

(5) 政策目標14
農地の適正で有効な利用を図る

施策のねらい

- (7) 適正な農地利用の管理
後継者不足に伴い農地の減少がみられる中、農地の使用貸借など利用関係の調整、交換分合による効率的な利用の促進を図ります。また、農地法に基づき転用規制の厳格化などにより農地の確保を図ります。

5 基本理念5
一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営

業務効率化による経常経費の抑制、事務事業評価による効率的な予算配分などを通じて、将来への投資が可能な財政基盤を維持するとともに、適正な予算・人員編成に基づいて、課題解決に向け効果的な政策を迅速かつ着実に立案・実行し、具体的な成果を上げます。

分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる創造性豊かな人材を育成します。

政策や事務事業の成果は、暮らしの質や市民満足度の向上など、金銭的な価値では測れない効果も含めて的確に評価を行い、さらなる効果を得られるよう改善を進める仕組みを構築し、評価結果を生かした進捗管理による行政経営を行います。

市民や事業者とのコミュニケーションや協働の取り組みを活発に進められる体制を構築し、市民サービスの新たな担い手となる多様な主体を育成するとともに、市民の主體的な活動に委ねるべきこと、民間企業の資金やノウハウを生かすべきことを見極め、新しい形の「公共」の形成を進めます。

(1) 政策目標15
社会の変化に対応できる行政経営

目指すべき将来像

- ・ 市民ニーズや時代の変化に迅速に対応した市民サービスが提供されている
- ・ 各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供されている
- ・ 目標が明確に示され、成果指標によるPDCAサイクルに基づく改善が行われている
- ・ 経営的視点に立った改善により、無駄のない組織・人員による執行体制がとられている
- ・ 組織の使命や責任が明確になっている
- ・ 国・県・他の自治体との連携が強化され、市民サービスの充実が進んでいる
- ・ 時間、場所などに制約されない利便性の高い市民サービスが行われている

ア 施策目標53
市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする

施策のねらい

- (7) 市長・副市長の執務環境の整備
市政運営の中心である市長と市長を補佐する副市長が、市政運営に必要な情報を的確につかみ、タイムリーかつ正確に市民や職員に発信する環境を整備し、市長・副市長の執務環境を整えます。
- (イ) 市民との情報共有

わかりやすい表現の広報紙、統一感のあるホームページなど広報媒体を工夫し、さまざまな広報媒体の活用により、市民に情報を提供し、情報の共有化を図ります。

イ 施策目標54
先を見据えた政策を実現する

施策のねらい

- (7) 戦略的な計画立案と成果を上げる事業展開
市全体の経営方針や重点施策、行財政改革などの具体的な方向性を示すとともに、厳しい財政状況を認識したうえで、各組織が使命、ビジョンを明確にし、目標の設定や政策・事務事業の優先順位付けを行い、目的指向、成果指向の市政運営を推進します。
- (イ) 総合計画の確実な進行管理
政策や施策の推進に当たっては行政評価を活用し、組織としての使命の明確化、外部環境や内部環境などの現状の分析、目的や方針の設定、定量的な目標の設定などを行うことで、組織としての戦略形成や的確な改善を行うとともに、評価の客観性、公平性、透明性を高めるため、行政外部の主体による外部評価を導入します。

- (ウ) 変化に対応した行政経営
地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくため、さらに複雑・多様化する市民ニーズに対応できるよう組織の機動性を高めるとともに、市民や事業者との連携を図ります。
- (イ) 行政改革の実施
効率的・効果的な行政運営を推進するため、行政自らが行うべき事務を明確にした中で、民間委託の推進、職員の定数・給与の適正化、効率的な組織の構築、事務事業の見直しなどを積極的に推進し、行政改革に取り組みます。

ウ 施策目標55
国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる

施策のねらい

- (7) 他の自治体との連携による課題解決と市民サービス向上
防災や交通網の整備、環境問題など、単一自治体だけでは解決が難しい課題に対応するため、他の自治体との連携を強化し、一体となった取り組みにより解決を図り、市民サービスの向上に努めます。
- (イ) 国や県との連携による事業の円滑な推進
国や県と連携を図ることにより、事業の円滑な推進を目指します。また、国や県の事業に伴う地域住民との調整を行います。
- (ウ) 権限移譲の促進
自立的・主体的に個性豊かな地域づくりを展開し、事務の簡素化やスピードアップによる市民サービスの向上など、市民が最も身近な行政機関で総合的な市民サービスを利用することができるようにするため、県からの事務権限移譲の受け入れを進めます。

エ 施策目標56
情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる

施策のねらい

- (7) 情報の一元的かつ総合的な提供
行政情報の安全性を確保しながら、各種情報を整理・体系化し、一元的かつ総合的にわかりやすい形で市民に提供することにより、質の高い市民サービスを実現します。
- (イ) 時間、場所などに制約されない市民サービスの提供
インターネットなどを活用し、時間や場所に制約されない利便性の高い市民サービスや市政への市民参加の機会の拡大を進めます。
- (ウ) 情報通信技術の活用
情報セキュリティ対策を実施したうえで、情報通信技術の活用により市民サービスの向上を図ります。
- (イ) 情報による地域力の向上

市民、企業、大学などとの協働や優れた情報発信と防災対策、産業振興などにより、行政を含めた地域力の向上を図ります。

オ 施策目標57

公共施設の再編整備と適切な維持管理を進める

施策のねらい

(7) 戦略的かつ経営的視点に立った公共施設の再編整備

老朽化し、耐震性などに課題のある公共施設については、戦略的かつ経営的視点に立って、再整備を行います。

(4) 資産の有効活用

公共施設の再編整備に当たっては、廃止した施設の跡地と小規模な市有地の売却や貸し付けを行うとともに、再編整備で生まれた余剰スペースの有効活用を図ります。

(ウ) 公共施設の適切な維持管理と長寿命化

公共施設の維持管理に当たっては、活用状況やライフサイクルコストを明らかにし、最適対策を行うとともに、中長期の保全計画により計画的な維持管理を行い、財政負担の平準化を図りながら施設の長寿命化を行います。

(2) 政策目標16

それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営

目指すべき将来像

- ・ 市民参加が進み、市民がまちづくりの主役となっている
- ・ 市民によって多くの公共的な役割が主体的に担われている
- ・ 職員一人一人の能力が生かされ、組織としても個人としても大いに発揮されている
- ・ 行政文書や各種資料が適正に管理され、市政に関する情報がわかりやすく提供されている
- ・ 新たな課題に的確に対応する施策展開を支える例規が整備されている

ア 施策目標58

市民と行政が協力して自治の進展を図る

施策のねらい

(7) 多様な形態による市民サービスの提供

行政から提供されるだけでなく、市民や市民活動団体、NPOなどの多様な主体から、協働をはじめとしたさまざまな形態により提供される市民サービスによって、まちづくりが進められる仕組みを構築します。

(4) 民主主体の活動の環境づくりと人材育成

公共の新たな担い手として、自立した市民が主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、その活動と活動のリーダーとなる人材の育成を支援します。

イ 施策目標59

職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる

施策のねらい

(7) 適材適所の職員配置

積極的に職員採用活動を行い、多様で有用な人材を確保するとともに、職員の意向調査などを踏まえ、専門性や実績に配慮した適材適所の職員配置を行い、複雑多様化する市民ニーズに的確に対応した行政経営を行います。

(4) 適正な実績評価

人事評価システムを透明性、公平性、公正性、納得性を軸に実施し、個々の職員の実績を適正に評価することにより、職員の意欲、知識・技術の向上を図り、職員一人一人の能力を高めるとともに、各職員が持つ能力が最大に発揮される仕組みとして総合的な人事給与制度を確立します。

(ウ) 人材育成

さまざまな行政課題に対応するため企画力・政策形成能力の向上を図る諸研修を実施するとともに、職員の能力・意識・技術の向上を図る

諸研修を充実することで、分権型社会における自治体経営の担い手となり、多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材を育成します。

ウ 施策目標60

市が保有する情報を総合的に管理する

施策のねらい

(7) 情報の適正管理と公開

行政文書をはじめ市が保有する情報を適正に管理し、市民に対し市政に関する情報をわかりやすく提供します。

(4) 円滑な議会運営事務の展開

議会の招集・議案書等の調製など、円滑な議会運営のための行政側の事務を行います。

(ウ) 統計調査の実施と提供

各種統計調査を実施し、統計情報を提供します。

エ 施策目標61

戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う

施策のねらい

(7) 戸籍簿と住民基本台帳の適正な整備と事務処理の迅速性・正確性のさらなる向上

行政事務の基本情報である戸籍簿と住民基本台帳の整備を適正に行うとともに、事務処理の迅速性と正確性を向上させます。

オ 施策目標62

自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する

施策のねらい

(7) 市民に有益な政策や施策を支える例規の整備

現行法制度を遵守する中で、市民に有益な政策や施策を展開するために、それを支える例規の整備を行います。

カ 施策目標63

北部の行政拠点を実質する

施策のねらい

(7) 北部の行政拠点としての小出支所の充実

高齢社会に対応するため、身近なところで市民サービスを受けられる環境づくりの推進として、小出支所が北部の行政拠点となって取扱業務項目の拡大など取扱事務を充実します。

(4) 小出支所を活用した多様な施策展開

地域の団体活動への協力と支援を行い、防災活動・地域福祉活動など小出支所を地域の活動拠点とした多様な施策を展開します。

(3) 政策目標17

ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

目指すべき将来像

- ・ 中長期的な視野に立った、計画的な財政運営が行われている
- ・ 財政状況が市民にわかりやすく公表され、市の財政運営が市民に理解されている
- ・ 市民が納付しやすい体制が整い、高い徴収率が確保されている
- ・ 市民から信頼される、市民税の課税が行われている
- ・ 市民から信頼される、固定資産税の課税が行われている
- ・ 財産管理や契約行為が透明性・公正性・公平性を確保している

ア 施策目標64

政策の実現を支える健全な財政運営を維持する

施策のねらい

(7) 安定した財源確保

10年間の財政推計のもと、安定した財源を確保し、計画的な財政運営を行います。

(4) 事業評価に基づく効率的な予算配分

事業評価の手法を用いて、常に事業を見直し無駄のない効率的な予算配分を行います。

(6) 財務情報の透明化

積極的に財務情報を公開し、透明化を図るとともに、市民にわかりやすく説明します。

イ 施策目標65

徴収率を向上させる

施策のねらい

(7) 納付しやすい環境づくり

市民ニーズに対応するため、多様な機関（コンビニエンスストア、銀行など）との連携のほかにインターネットなどの活用でサービス提供を図り、納付しやすい環境を整えます。

(4) 滞納額の縮減

現年度課税分は、新規滞納者に対する電話催告を民間委託する「納税推進センター」事業で早期に滞納額の縮減を行います。過年度滞納繰越分は、効果的な滞納整理の強化を図り、滞納額を縮減します。

ウ 施策目標66

市民税の公平・適正な課税を行う

施策のねらい

(7) 課税対象の正確な把握

課税対象となる個人、法人を正確に把握し、公平で適正な課税を行います。

(4) 市民税に対する理解の向上

公平・適正な課税を行うとともに、納税者への分かりやすい説明を行うことで、市民税に対する理解を深め、安心して納税できる環境づくりを進めます。

(6) 効率的な課税事務の遂行

電子化された課税情報のデータ通信において、国（所得税）との連携を進め、効率的な課税事務を行います。

エ 施策目標67

固定資産税の公平・適正な課税を行う

施策のねらい

(7) 課税対象の正確な把握

現地調査・実地調査を強化し、土地、家屋、償却資産を正確に把握し、公平で適正な課税を行います。

(4) 固定資産税に対する理解の向上

公平・適正な課税を行うとともに、納税者への分かりやすい説明を行うことで、固定資産税に対する理解を深め、安心して納税できる環境づくりを進めます。

オ 施策目標68

財産を適正に管理する

施策のねらい

(7) 財産運用の費用軽減と環境への配慮

市が所有する財産の運用について維持管理経費を軽減するとともに、環境に配慮した庁舎管理・車両管理を行います。

(4) 財産の有効活用と適正な取得・売却

市が所有する財産を有効に活用するとともに、財産を適正に取得し、また活用予定のない財産を売却することにより財源を確保し、行財政の効率化を図ります。

カ 施策目標69

効率的で公正に入札・契約を執行する

施策のねらい

(7) 透明性・公正性・公平性・競争性を確保した入札・契約の執行

適正な価格で優良なものやサービスなどを調達するため、透明性・公正性・公平性・競争性を確保し、価格だけでなく品質も考慮できる制度の改善と入札・契約事務を効率的に実施します。

(4) 優良な公共調達

品質確保の観点から、契約から納品までの執行管理を適切に行い、優良な公共調達を実現します。

(4) 政策目標18

公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る

施策のねらい

(7) 適正な公金の管理

支出負担行為、支出命令などの審査と執行を行うほか、公金の管理を適正に行います。

(5) 政策目標19

住民の意思を行政に反映させる

施策のねらい

(7) 適正な選挙事務などの執行

各種選挙や直接請求などに関する事務を適正に行うことを通して、行政に対する住民の思いを反映します。

(6) 政策目標20

行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する

施策のねらい

(7) 監査業務のさらなる充実と向上

的確な監査の実施を主眼として、監査業務の研修などへの取り組みをさらに充実し、統一した監査方針の確立と監査技術の向上、平準化に努めます。

(4) 市民に信頼される監査の実施

行政運営において適正で効率的な事務執行が不可欠であり、それを維持、確保し保障するため引き続き公平・公正な立場で監査を行い、結果を公表するとともに、透明で市民に信頼される監査を目指します。

(6) 行政事務の執行における内部統制の徹底

行政事務、事業の執行過程の審査で法令、条例などに則しているか確認、指導に努め、コンプライアンスの徹底と事務改善を図ります。

第6 政策共通認識

1 政策共通認識の趣旨

政策共通認識は、まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、前提となる認識です。

超高齢化が進行し、人口減少局面への転換を目前に控え、一人一人の市民が、あらゆる場面で十分に力を発揮して、社会全体の活力や助け合いにより支えられる地域社会を育てていかなければなりません。

戦後から続く都市の成長も終息しつつあり、今後は、成熟化に向けて、茅ヶ崎市らしい魅力を感じながら、将来にわたって安全・安心で快適に暮らし続けられるよう、まちや暮らしの質を重視した政策展開が重要となっています。

茅ヶ崎市では、こうした社会背景を踏まえつつ、未来に通用する“持続可能な社会構造”への変革を進めます。

今後、五つのまちづくりの基本理念に基づき実行するすべての事項に取り組むうえで、ここで掲げる事項を共通の認識とし、政策目標を超えた幅広い連携を進めます。

まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、政策共通認識を確認し、配慮の可否を検討したうえで、計画を立案し、実行します。

2 政策共通認識とその視点

(1) 共生社会

この基本構想で考える共生社会とは、市民一人一人が互いの権利を尊重し、それぞれの生き方について相互理解のもと共に支え合って、安定した暮らしや地域の活力を育てることです。

男女が地域社会の対等な構成員として、自らの意思で社会の活動に参画する機会が確保され、等しく政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を負うことのできる「男女共同参画社会」の実現が重要です。

さまざまな社会制度やまちの環境、地域、職場などで、性別や年齢、国籍、障害の有無などによる障壁（バリア）を感じることなく、自分らしく社会に参画できるよう配慮されていることが大切です。

暴力・虐待・いじめ、不当な差別などによって抑圧されることのない社会でなければなりません。

(2) 環境

低炭素社会・資源循環型社会・自然共生社会の形成は、地球環境の保全の基本となる視点です。

都市での環境負荷の低減の取り組みを着実に進めるためには、広域的な連携や総合的な戦略のもと、市民・事業者・行政が共通の問題認識と強い意思をもって、都市整備・まちづくりの進め方や事業活動、生活のスタイルの転換などに取り組むことが重要です。

こうした取り組みの推進の原動力となるのは、子どものころからの地球環境問題や自然との共生に関心と理解を深める学習や体験、行政の率先行動であり、市民・事業者を含めて全市一丸となった取り組みが必要です。

(3) 協働

少子高齢化や核家族化などの諸問題の対応をはじめ、複雑・多様化する市民ニーズの中で、心豊かな暮らしを支えていくため、市民活動団体や事業者などの特性を生かした連携や役割分担によって、行政だけで対応できない地域課題の解決に、市民・事業者・行政が協力して行動することが協働のまちづくりです。

さまざまな分野の政策・施策で、行政が真に担うべき施策・事業・サービスを見極め、多様な主体との協働によって、市民ニーズに対し、よりきめ細かく対応する市民サービスの提供が可能です。

協働の推進やコーディネートを担う行政内部の人材や組織、主体的・自主的に活動できる市民活動団体や事業者などが着実に育ち、対等な相互の信頼関係のもとに活動し、協働により持続して安定した市民サービスを着実に提供することが大切です。

(4) 生涯学習

学びたいテーマを自由に選び、自分にあった方法で生涯にわたって学び、社会、地域の中で、自分自身を生かしていくことが生涯学習です。

人々が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、働くこと、子育て、スポーツ、地域福祉、環境保全活動、まちづくり、地域活性化、行政経営など、生涯を通してさまざまな分野で学び、学習の成果を生かす場があり、関わっていくことが重要です。

(5) 安全・安心

自然災害や犯罪・事故、テロ、詐欺・偽装などの消費者問題、世界的に流行する感染症など、日常生活を脅かす危険や脅威が顕在化・多様化してきており、安全・安心に特別な意識と投資が必要です。被害を最小限に食い止めるためには、さまざまな政策・施策の中で、日ごろの備えや危機管理体制を強化し、有事の際の迅速な対応を意識することが重要です。

高齢化が急速に進む中、道路などの公共施設、鉄道駅や大規模店舗などの公益施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進め、だれにとっても、安全で快適に利用できるまちにすることが重要です。

2 計画策定の経過

茅ヶ崎市総合計画基本構想の議決までの経過は、以下の通りです。

平成19(2007)年	
8月	茅ヶ崎市総合計画の策定方針を決定
10月	【庁内】関係課の課長補佐級職員を中心にした総合計画策定検討会議分野別政策検討会議を発足〔平成20(2008)年12月まで〕
11月	【市民参加】 市民意識調査を実施 【市民参加】 公募の市民で構成する総合計画市民提案会議を発足〔平成20(2008)年11月まで12回開催、公募市民21名〕 【庁内】 副市長・教育長・部長級職員で構成する総合計画策定検討会議を発足〔平成21(2009)年11月まで11回開催〕 課長級職員で構成する総合計画策定検討会議作業部会を発足〔平成21(2009)年11月まで13回開催〕
12月	【審議会】総合計画審議会の市民委員を公募

平成20(2008)年	
2月	【審議会】第1回総合計画審議会〔平成21(2009)年8月まで13回開催〕
6月	【庁内】若手職員による「次期総合計画策定プロジェクトチーム」を発足〔平成20(2008)年12月まで〕
8月	【市民参加】地区別懇談会を12地区で開催〔平成20(2008)年11月まで〕
11月	【市民参加】総合計画市民提案会議から提案
12月	【庁内】分野別政策検討会議から報告

平成21(2009)年	
1月	【審議会】総合計画審議会へ諮問
7月	【市民参加】 地区別懇談会を12地区で開催〔平成21(2009)年9月まで〕 分野別懇談会を開催〔平成21(2009)年9月まで〕 大学生との意見交換会を開催、高校生を対象にしたアンケートを実施
8月	【審議会】総合計画審議会から答申
9月	【市民参加】 広報紙茅ヶ崎市総合計画特集を発行 茅ヶ崎市総合計画基本構想(素案)のパブリックコメントを実施 市民フォーラムを開催
11月	茅ヶ崎市総合計画基本構想を市議会へ議案として提案
12月	市議会で茅ヶ崎市総合計画基本構想を可決

3

茅ヶ崎市総合計画市民提案会議

(1) 茅ヶ崎市総合計画市民提案会議要綱

(設置)

第1条 茅ヶ崎市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定について広く意見を募るため茅ヶ崎市総合計画市民提案会議(以下「市民提案会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民提案会議は、総合計画の策定や茅ヶ崎市のこれからのまちづくりのあり方について、市民の暮らしの目線から意見を交換するものとする。

(組織)

第3条 市民提案会議の委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 16歳以上の者であること。
- (2) 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、市内の学校に在学し、若しくは市内において市民活動(茅ヶ崎市市民活動推進条例(平成16年茅ヶ崎市条例第35号)第2条第1号に規定する市民活動をいう。)を行っている者であること。

(会長及び副会長)

第4条 市民提案会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、市民提案会議の会務を総理し、市民提案会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民提案会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 市民提案会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民提案会議の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民提案会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民提案会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年12月31日限り、その効力を失う。

(2)茅ヶ崎市総合計画市民提案会議委員名簿

※五十音順

氏 名	グループ別検討テーマ	備 考
井 出 邦 康	コミュニティ・ひと	
伊 東 尚	まち	
折 原 清	まち	
風 間 法 子	産業・働く場・活性化	
河 端 康 征	産業・働く場・活性化	
黒 沢 博 通	コミュニティ・ひと	
上 坂 素 也	産業・働く場・活性化	
河内山 一 郎	産業・働く場・活性化	
佐々木 晴 修	まち	副会長
清 水 武 正	産業・働く場・活性化	
末 永 寿一郎	まち	
高見澤 和 子	産業・働く場・活性化	
中 川 四 郎	産業・働く場・活性化	
中 西 祐 介	コミュニティ・ひと	
西 原 義 明	まち	
原 俊 一	まち	
平 井 洋 三	コミュニティ・ひと	
松 村 久美子	まち	
南 和 枝	コミュニティ・ひと	
宮 本 熙	まち	
渡 邊 義 明	コミュニティ・ひと	会長

合計21名

※共通テーマ

環境

市民と行政と議会

開催日時	議 題
4月20日(日) 15:00～17:40	第6回市民提案会議 【1】第5回市民提案会議のふりかえり(全体) 【2】全体討議 ①大きな将来イメージの確認 ②討議の進め方について 【3】その他
5月18日(日) 10:00～12:30	第7回市民提案会議 【1】目指す成果と市民提案会議の進め方の確認(全体) 【2】「大きな将来イメージ」各委員からの提案(全体) 【3】認識共有を図ることのできた事項の確認(全体) 【4】次回以降の検討の進め方について(全体) 【5】その他
6月28日(日) 10:00～12:20	第8回市民提案会議 【1】第7回市民提案会議のふりかえり(全体) 【2】今後の市民提案会議の進め方について(全体) 【3】市民提案書の作成イメージについて(全体) 【4】意見交換(全体) 【5】大きな将来イメージの検討(グループ別) 【6】グループ発表と全体調整(全体) 【7】その他
7月27日(日) 10:00～12:00	第9回市民提案会議 【1】第8回市民提案会議のふりかえり(全体) 【2】市民提案会議の進め方について(全体) 【3】検討テーマごとの提案事項の検討(グループ別) 【4】今後の進め方(全体)
8月31日(日) 13:30～16:30	第10回市民提案会議 【1】第10回市民提案会議の検討事項について(全体) 【2】第9回市民提案会議のふりかえり(グループ別) 【3】提案事項の確認・意見交換(全体) 【4】大きな将来イメージの提案方法について(全体・グループ別) 【5】「市民提案にあたって」「提案後記」の執筆について(全体)
9月28日(日) 9:30～12:45	第11回市民提案会議 【1】第11回市民提案会議の検討事項について(全体) 【2】提案内容の確認その1(グループ別) 【3】提案内容の確認その2(共通テーマ④⑤を分担) 【4】提案内容の発表・意見交換(全体) 【5】その他

開催日時	議 題
10月26日(日) 13:30~18:30	第12回市民提案会議 【1】第12回市民提案会議の検討事項について(全体) 【2】全体討議 ①調整が必要な事項の検討 ②共通テーマの最終調整 ③将来イメージの提案方法 ④その他の修正に関する確認 【3】その他
11月3日(祝・月) 16:00~17:00	市民提案書提出 【1】市民提案書を市長へ提出 【2】茅ヶ崎市総合計画市民提案会議会長あいさつ 【3】市長あいさつ 【4】「提案会議に参加して」の各委員からの一言 【5】市長との意見交換  

4 茅ヶ崎市総合計画策定検討会議

(1)茅ヶ崎市総合計画策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 総合計画の策定について、必要な事項を検討することを目的として、総合計画策定検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想の検討
- (2) 総合計画の政策・施策の検討
- (3) その他総合計画策定に必要な事項の検討

(組織)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長には企画部を所管する副市長をもって充てる。

3 副会長には、他の副市長をもって充てる。

4 会員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会員が会議に欠席する場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 検討会議の所掌事項について資料収集、分析などを行い、検討会議の討議に資するため、検討会議に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長には企画部企画調整課長を、部会員には別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係職員を臨時の部会員に充てることができる。

5 第4条第1項及び前条の規定は、作業部会について準用する。

(分野別政策検討会議)

第7条 検討会議の所掌事項について分野別資料収集、分析などを行い、検討会議の討議に資するため、検討会議に次に掲げる分野別政策検討会議を置く。

- (1) まちづくり・安全検討会議
- (2) 産業検討会議
- (3) 環境・みどり検討会議
- (4) 保健・福祉・医療検討会議
- (5) 教育・文化検討会議
- (6) 行政経営・情報検討会議

2 会員には別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係職員を臨時の会員に充てることができる。

(意見等の聴取)

第8条 会長、部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会員及び部会員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議、作業部会及び分野別政策検討会議の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議及び作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年9月15日から施行する。

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 検討会議会員
政策専任部長 総務部長 企画部長 財務部長 市民経済部長 防災安全部長 保健福祉部長 健康づくり担当部長 環境部長 都市部長 建設部長 道水路敷調整担当部長 下水道部長 病院長 病院事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 教育長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局教育政策担当部長 教育委員会事務局教育指導担当部長 教育委員会事務局生涯学習部長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長

別表第2（第6条関係） 作業部会員
総務部行政総務課長 財務部財政課長 市民経済部産業振興課長 防災安全部防災対策課長 保健福祉部福祉総務課長 環境部環境政策課長 都市部都市計画課長 都市部都市政策課長 建設部建設総務課長 下水道部下水道総務課長 病院事務局経営推進課長 消防次長 教育総務部教育総務課長 教育総務部教育政策課長 生涯学習部生涯学習課長

別表第3（第7条関係）
まちづくり・安全検討会議
防災安全部防災対策課防災危機担当の主幹、課長補佐又は担当主査
防災安全部安全対策課安全対策担当の主幹、課長補佐又は担当主査
都市部都市計画課計画担当の主幹、課長補佐又は担当主査
都市部都市政策課都市政策担当の主幹、課長補佐又は担当主査
都市部都市整備課拠点整備担当の主幹、課長補佐又は担当主査
都市部景観まちづくり課景観担当の主幹、課長補佐又は担当主査
都市部建築指導課建築安全担当の主幹、課長補佐又は担当主査
建設部道路管理課補修担当の主幹、課長補佐又は担当主査
建設部道路建設課建設担当の主幹、課長補佐又は担当主査
建設部国県事業対策課国県事業対策担当の主幹、課長補佐又は担当主査
下水道部下水道建設課計画担当の主幹、課長補佐又は担当主査
下水道部下水道管理課河川水路担当の主幹、課長補佐又は担当主査
消防本部消防総務課企画担当の主幹、課長補佐又は担当主査

産業検討会議
企画部企画調整課政策調整担当の主幹、課長補佐又は担当主査
市民経済部産業振興課商工業振興担当の主幹、課長補佐又は担当主査
市民経済部農政課農政担当の主幹、課長補佐又は担当主査
市民経済部海浜課海浜水産担当の主幹、課長補佐又は担当主査
都市部都市政策課交通計画担当の主幹、課長補佐又は担当主査

環境・みどり検討会議
環境部環境政策課環境政策担当の主幹、課長補佐又は担当主査
環境部環境保全課環境保全担当の主幹、課長補佐又は担当主査
環境部ごみ対策課ごみ対策担当の主幹、課長補佐又は担当主査
環境部環境事業センター管理担当の主幹、課長補佐又は担当主査
都市部公園みどり課公園みどり担当の主幹、課長補佐又は担当主査

保健・福祉・医療検討会議
保健福祉部福祉総務課総務調整担当の主幹、課長補佐又は担当主査
保健福祉部健康づくり課健康づくり担当の主幹、課長補佐又は担当主査
保健福祉部保険年金課給付担当の主幹、課長補佐又は担当主査
保健福祉部障害福祉課障害福祉担当の主幹、課長補佐又は担当主査
保健福祉部高齢福祉介護課高齢総務担当の主幹、課長補佐又は担当主査
保健福祉部子育て支援課企画担当の主幹、課長補佐又は担当主査
保健福祉部保育課保育担当の主幹、課長補佐又は担当主査
病院事務局経営推進課経営推進担当の主幹、課長補佐又は担当主査

教育・文化検討会議
企画部文化推進課文化推進担当の主幹、課長補佐又は担当主査
教育総務部教育総務課総務担当の主幹、課長補佐又は担当主査
教育総務部教育政策課教育政策担当の主幹、課長補佐又は担当主査
教育総務部教育施設課施設整備担当の主幹、課長補佐又は担当主査
教育総務部学務課学事担当の主幹、課長補佐又は担当主査
教育総務部教育指導課指導担当の主幹、課長補佐又は担当主査
生涯学習部生涯学習課生涯学習担当の主幹、課長補佐又は担当主査
生涯学習部青少年課育成担当の主幹、課長補佐又は担当主査

生涯学習部スポーツ課スポーツ担当の主幹、課長補佐又は担当主査
行政経営・情報検討会議
総務部職員課人事担当の主幹、課長補佐又は担当主査
総務部市民活動推進課市民活動推進担当の主幹、課長補佐又は担当主査
総務部広報聴取課広報担当の主幹、課長補佐又は担当主査
企画部企画調整課自治行政担当の主幹、課長補佐又は担当主査
企画部行政管理課行政改革担当の主幹、課長補佐又は担当主査
企画部情報推進課情報推進担当の主幹、課長補佐又は担当主査
企画部男女参画社会課男女参画社会担当の主幹、課長補佐又は担当主査
財務部財政課政策担当の主幹、課長補佐又は担当主査
財務部市民税課市民税担当の主幹、課長補佐又は担当主査
市民経済部市民課戸籍住民担当の主幹、課長補佐又は担当主査

5

茅ヶ崎市総合計画審議会

平成10年12月28日 規則第42号

(1)茅ヶ崎市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、茅ヶ崎市の総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市民
- (3) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の教育委員会及び農業委員会の委員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(平14規則4・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(2) 茅ヶ崎市総合計画審議会議員名簿

平成20年2月から平成21年12月まで

氏 名	所属団体の名称及びその役職の名称又は選任の方法
加 藤 大 嗣	市議会議員〔平成21年4月まで〕
広 瀬 忠 夫	市議会議員〔平成21年4月まで〕
金 子 孝 一	市議会議員〔平成21年5月から〕
須 田 譲	市議会議員〔平成21年5月から〕
小 池 慎 介	公募の市民
小 林 信 武	公募の市民
渡 邊 義 明	茅ヶ崎市総合計画市民提案会議代表
黒 沼 光 春	茅ヶ崎市自治会連絡協議会会長〔平成20年3月まで〕
亀 山 計 次	茅ヶ崎市自治会連絡協議会会長〔平成20年6月から〕
田 中 賢 三	茅ヶ崎商工会議所会頭
石 井 昭	茅ヶ崎市社会福祉協議会会長
佐 藤 一 夫	湘南地域連合議長
丸 山 徳 二	茅ヶ崎医師会会長
小 山 稔	環境市民会議ちがさきエコワーク会長
中 嶋 公 子	ちがさき男女平等参画プラン推進協議会会長
佐 藤 光	県議会議員
日 下 景 子	県議会議員
岩 本 一 夫	県議会議員
辻 琢 也	一橋大学大学院教授【会 長】
木 下 瑞 夫	明星大学理工学部教授
藤 井 美 文	文教大学国際学部教授【副会長】
臼 井 正 樹	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
高 草 木 孝	元室田小学校校長
橋 本 謙 一	神奈川県湘南地域県政総合センター所長〔平成20年3月まで〕
島 津 直 美	神奈川県湘南地域県政総合センター所長〔平成20年4月から〕
内 藤 有 二	神奈川県藤沢土木事務所所長〔平成20年3月まで〕
山 田 邦 久	神奈川県藤沢土木事務所所長〔平成20年4月から〕
三 澤 ひ と み	茅ヶ崎市教育委員会委員長
米 山 和 彦	茅ヶ崎市農業委員会会長〔平成20年9月まで〕
宮 川 務	茅ヶ崎市農業委員会会長〔平成20年10月から〕

(3)総合計画基本構想の策定に関する審議経過**平成20(2008)年**

開催日時	議 題
2月5日(火) 15:00～17:00	第1回審議会 【1】総合計画策定方針及び策定スケジュールについて 【2】茅ヶ崎市の現状等について ①データで見る茅ヶ崎市の特性(代表データによる概況)について ②市民アンケート調査中間報告について 【3】その他
3月28日(金) 13:30～15:30	第2回審議会 【1】茅ヶ崎市の将来人口推計について 【2】市民アンケート調査結果について 【3】茅ヶ崎市の行政計画について 【4】第4次実施計画について 【5】その他
6月25日(水) 13:30～15:30	第3回審議会 【1】新総合計画後期基本計画実施計画事業の評価及び業務棚卸評価シートについて 【2】公共施設整備・再編計画について 【3】次回以降の会議の進め方について 【4】その他
10月21日(火) 14:00～16:00	第4回審議会 【1】市民アンケート満足度調査比較について 【2】政策領域別政策レポートについて 【3】茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画実施計画事業の評価について 【4】次回以降の会議の進め方について 【5】その他
12月22日(月) 9:00～12:15	第5回審議会 【1】市民提案書について 【2】藤井委員、中嶋委員、木下委員、臼井委員の解説と、小林委員からの意見提案について 【3】その他

平成21(2009)年

開催日時	議 題
1月30日(金) 14:30～17:15	第6回審議会 【諮問】「(仮称)茅ヶ崎市次期総合計画基本構想の策定について」 【1】諮問から答申への流れ 【2】(仮称)茅ヶ崎市次期総合計画・基本構想【骨子案】について 【3】その他

開催日時	議 題
5月27日(水) 15:00～18:10 5月28日(木) 9:00～15:15	第7・8回審議会 【1】〔第3章〕まちづくりの目標体系と達成にむけた基本的方向 【2】基本理念実現のための政策目標の構成について 【3】その他
6月25日(木) 14:30～17:30	第9回審議会 【1】基本構想検討のための資料(案)について 【2】その他
7月14日(火) 13:30～16:40	第10回審議会 【1】まちづくりの目標体系と達成に向けた基本的方向について 【2】その他
7月29日(水) 14:00～17:15	第11回審議会 【1】まちづくりの目標体系と達成に向けた基本的方向について 【2】その他
8月11日(火) 10:00～17:10	第12回審議会 【1】基本構想検討のための資料(案)について 【2】その他
8月20日(木) 13:00～17:15	第13回審議会 【1】(第1部)基本構想検討のための資料【案】について 【2】(第2部)答申(案)について 【答申】「(仮称)茅ヶ崎市次期総合計画基本構想答申」 【3】(第3部)答申書の提出及び市長との懇談

6 暮らしを支える個別プラン

【基本理念1】 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり

名称	次世代育成支援対策行動計画(後期計画)		
政策目標	1 次世代の成長を喜びあえるまち	施策目標	01 安心して子どもを育てることを支援する
計画の趣旨	本計画では、地域と行政が一体となって子育てを支えていくため、地域での子育て支援サービスを充実し、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の親を総合的に支援することを目指します。また、次世代を担う子どもたちがすこやかに育つことができるよう、そして、子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが安心して子どもを生み育て、夢や喜びを感じることができるよう、社会全体で子育てを支援していくことを推進します。		
計画期間	平成22年度から26年度	根拠法令	次世代育成支援対策推進法
策定年月	平成22年3月	担当課	子育て支援課

名称	茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画		
政策目標	2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち	施策目標	07 地域社会を支える情報拠点としての機能をたかめる
計画の趣旨	本計画では、子どもが読書に親しむための環境をつくり、機会を提供し、子どもの読書活動のための普及と啓発を行うことによって、読書のよろこびを子どもたちに伝えることを目指します。		
計画期間	平成23年度から27年度	根拠法令	子どもの読書活動の推進に関する法律
策定年月	平成23年3月	担当課	図書館

名称	茅ヶ崎市教育基本計画		
政策目標	2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち	施策目標	08 教育理念を実現する政策を推進する
計画の趣旨	本計画は、今後10年間の茅ヶ崎市の教育が目指す基本的な方向性を示した計画であると同時に、ご家庭、地域、学校の全ての大人へのメッセージでもあります。学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育基本法の教育の目的を踏まえた計画です。次世代の育成に重点を置いた教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ります。		
計画期間	平成23年度から32年度	根拠法令	—
策定年月	平成22年3月	担当課	教育政策課

名称	茅ヶ崎市食育推進計画		
政策目標	4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち	施策目標	14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる
計画の趣旨	本計画では、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食べることの意味を理解し、一人ひとりが自立的に食生活を営む力を育てる食環境づくりや、それらを支援・推進するネットワークづくりなど、食育を総合的かつ計画的に推進します。		
計画期間	平成21年度から25年度	根拠法令	食育基本法第18条第1項
策定年月	平成20年12月	担当課	スポーツ健康課

名称	茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画		
政策目標	4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち	施策目標	14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる
計画の趣旨	本計画は、一人でも多くの市民がスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、成人のスポーツ実施率を50%以上とすることを主眼とし、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ、健康づくりができる環境の整備に向けた取り組みを示した計画です。本計画の策定にあたっては、平成8年3月に策定した前計画である「ちがさき生涯スポーツマスタープラン」の評価による反省点等を踏まえ、新たな施設を整備していくことが難しい現状の中で、既存スポーツ施設の有効活用や市民のスポーツ活動を広くサポートするソフト面での事業に重点を置いたスポーツ振興の方向性を示すとともに、保健・医療・介護といった視点にも留意し、スポーツ振興だけでなく市民の健康づくりに資する取り組みも取り入れた計画としています。また、本計画は、市民、スポーツ関係団体、民間企業及び市のそれぞれの主体が連携、協力を図りながら、施策を推進する担い手として取り組みを進めていく計画としています。		
計画期間	平成23年度から32年度	根拠法令	スポーツ振興法第4条第3項
策定年月	平成23年1月	担当課	スポーツ健康課

名称	ちがさき男女共同参画推進プラン		
政策目標	4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち	施策目標	15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる
計画の趣旨	本プランは、男女共同参画社会基本法の「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、ひいては、国籍や性別・障害等に関わらず、心豊かに生活することができる多様性を保障された社会、男女共同参画に基づく共生社会の形成を目指します。		
計画期間	平成23年度から27年度	根拠法令	男女共同参画社会基本法
策定年月	平成22年3月	担当課	男女共同参画課

【基本理念2】 いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり

名称	第2期茅ヶ崎市地域福祉計画		
政策目標	5 共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち	施策目標	16 健康と自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる
計画の趣旨	本計画は、「私たちは、市民一人ひとりを尊重し、心豊かに暮らせるまちをつくりまします。」という前計画の基本理念を踏襲しています。基本理念の実現に向け、3つの基本目標で「福祉への理解と関心が広がり、生活課題の発見・支援体制が整い、住民活動につながっていく」というストーリーを描き、そのストーリーを実践するための8つの基本施策を策定しました。各施策を推進する過程において、地域と行政、関係機関との連携による新たな支え合いの仕組みを構築し、生きがいとやりがいのある地域づくりを目指します。 本計画では、コーディネーター配置事業を重点事業とし、身近な地域での相談支援体制の充実を図ります。また、本事業の運営を通じて地域福祉に携わる人材の育成を進め、多様化複雑化する相談や制度のはざ間の課題に対応します。		
計画期間	平成22年度から26年度	根拠法令	社会福祉法第107条
策定年月	平成22年3月	担当課	保健福祉課

名称	第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画		
政策目標	5 共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち	施策目標	18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する
計画の趣旨	本計画は、高齢者を取り巻く新たな社会情勢や多様化するニーズに的確に対処し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を送ることができる地域づくりを目指して、新しい高齢者支援の仕組みと施策展開の方向性について具体化することを目的としています。		
計画期間	平成21年度から23年度	根拠法令	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条
策定年月	平成21年3月	担当課	高齢福祉介護課

名称	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画		
政策目標	5 共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち	施策目標	19 障害者の自立した生活と社会参加を支援する
計画の趣旨	本計画は、平成10年に策定した「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」の見直しを行うとともに、「障害者自立支援法」に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定したもので、障害者を取り巻く環境の変化に対応し、障害者のニーズを十分に踏まえ、障害者の自立と社会参加の実現を目指します。		
計画期間	平成18年度から23年度	根拠法令	障害者基本法第9条第3項 障害者自立支援法第88条
策定年月	平成19年3月	担当課	障害福祉課

【基本理念3】 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり

名称	茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)		
政策目標	7 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	施策目標	23 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する
計画の趣旨	茅ヶ崎市では、平成8年9月、地域社会を構成する市民・事業者・市の各主体の環境保全への自主的、積極的な取り組みを促進する理念的な指針として、環境の保全および創造に関する基本的な理念を示した「環境基本条例」を制定し、次いで平成10年3月には、条例の理念を具体化した「環境基本計画」を策定しました。平成15年3月には、より実効性の高い計画を目指して計画を見直し、「理念・体系提示型」から「実行・展開型」へ、「行政主導型」から「市民・事業者との協働型」への移行を図るものとして「環境基本計画改訂版」をまとめました。 「環境基本計画改訂版」の策定から6年が経過し、茅ヶ崎市では都市化がますます進行し、身近な自然環境の減少、さらに、地球温暖化に対する広域的な環境問題は将来の世代まで影響を及ぼし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っています。また、社会経済情勢も大きく変化しています。 このような中、目標や施策の体系を再構築するとともに、市民・事業者・市の三者の実効性のある取組みのあり方や、成果指標の明確化と計画の進行管理のしくみの構築など、計画を見直し、内容の充実と実行可能性を高める必要があるため、環境基本計画を改定しました。		
計画期間	平成23年4月から34年3月	根拠法令	茅ヶ崎市環境基本条例第9条第1項
策定年月	平成23年3月	担当課	環境政策課

名称	茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画		
政策目標	7 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	施策目標	23 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する
計画の趣旨	本計画では、市域から排出される温室効果ガスの排出量を推計し、その推計値に基づき、市民・事業者・行政における排出抑制等について、総合的かつ計画的に取り組む施策をまとめ、地球温暖化対策の推進を図ります。		
計画期間	目標年度 平成24年度	根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3
策定年月	平成21年3月	担当課	環境政策課

序章

第1章

第2章

第3章

資料編

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

名称	茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画		
政策目標	7 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	施策目標	25 資源循環型社会の形成を目指す
計画の趣旨	一般廃棄物処理基本計画として、ごみ処理基本計画の改訂および生活排水処理基本計画の策定を行い、ごみの発生抑制、再利用、再生利用の取り組みと適正処理を基本とする資源循環型社会の構築と市内の公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水環境の確保と維持を図ります。		
計画期間	平成20年度から29年度	根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
策定年月	平成20年3月	担当課	資源循環課

名称	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画		
政策目標	7 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	施策目標	25 資源循環型社会の形成を目指す
計画の趣旨	ごみ処理の広域化による資源循環型社会の構築を目指し、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町として、それぞれのごみ処理事業に対する取り組みは尊重しつつ、ごみの発生抑制、再利用、再生利用の推進を中心としたソフト面の充実、適正処理施設整備を中心としたハード面の充実および事業経営面の充実を図ることを目的としています。		
計画期間	平成20年度から34年度	根拠法令	—
策定年月	平成20年3月	担当課	資源循環課

名称	第8次茅ヶ崎市交通安全計画		
政策目標	8 安全で安心して暮らせるまち	施策目標	27 市民生活の安全を確保する
計画の趣旨	本計画は、交通安全基本法第26条の規定により、「第8次神奈川県交通安全計画」に基づき、交通社会を構成する人及び道路等の交通環境という要素について、適切かつ効果的な施策を策定し、推進することとしています。 また、交通環境を良好に保持することにより、交通事故を防止し、交通事故死亡者を限りなくゼロに近づけることを目標とし、安全で安心なまちづくりを推進することを目指します。		
計画期間	平成18年度から22年度	根拠法令	交通安全対策基本法第26条
策定年月	平成19年5月	担当課	安全対策課

名称	茅ヶ崎市地域防災計画		
政策目標	8 安全で安心して暮らせるまち	施策目標	28 あらゆる災害や危機に効果的に対応する
計画の趣旨	「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた上で、茅ヶ崎市の処理すべき事務を中心として、防災関係機関を含めた総合的な計画として定め、これを有効適切に活用することによって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害の拡大防止と被害の軽減に努め、もって防災の万全を期することを目的としています。		
計画期間	—	根拠法令	災害対策基本法第42条
策定年月	昭和39年6月	担当課	防災対策課

名称	茅ヶ崎市国民保護計画		
政策目標	8 安全で安心して暮らせるまち	施策目標	28 あらゆる災害や危機に効果的に対応する
計画の趣旨	国民の安全を脅かす事態が発生し、または発生するおそれのある場合に、茅ヶ崎市は住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等について定めています。		
計画期間	—	根拠法令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条
策定年月	平成19年2月	担当課	防災対策課

名称	茅ヶ崎市消防計画		
政策目標	9 生命や財産が守られるまち	施策目標	32 消防力を充実し、災害活動体制を強化する
計画の趣旨	「消防組織法」第1条に規定する消防任務遂行のため「市町村消防計画の基準」を基に本市の消防があらゆる災害に対処するため「茅ヶ崎市地域防災計画」と綿密な連携を図り、その鎮圧、被害の拡大防止のため事前に具体的な計画を樹立し、もって災害対策の万全を期することを目的としています。		
計画期間	—	根拠法令	消防組織法第4条第2項第15号
策定年月	平成8年10月	担当課	警防課

【基本理念4】 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり

名称	茅ヶ崎都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針		
政策目標	10 魅力にあふれ住み続けたいまち	施策目標	36 地域特性を生かした都市空間をつくる
計画の趣旨	茅ヶ崎都市計画区域(茅ヶ崎市・寒川町)は、湘南の美しい海、母なる川「相模川」、緑豊かな丘陵地、そして温暖な気候に恵まれ、伝統と文化を有する自然環境豊かな都市であり、この豊かな自然環境と共生する都市、人と文化が交流する快適で魅力的な都市の形成を目指しているものです。 本区域における以上のような都市の将来像について、平成12年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び平成27年を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、定めるものです。		
計画期間	平成21年度から27年度	根拠法令	都市計画法
策定年月	平成22年3月	担当課	都市計画課

名称	ちがさき都市マスタープラン		
政策目標	10 魅力にあふれ住み続けたいまち	施策目標	37 住みやすく住み続けたいまちをつくる
計画の趣旨	本市では、平成9年8月に都市づくりにおける個別計画の上位計画である『ちがさき都市マスタープラン』を策定し、「湘南の快適環境都市」を将来都市像としました。 しかし、我が国の少子化は予想を上回るスピードで進み、あわせて高齢化も進展しています。一方で、これまで生産や生活基盤の整備が進められてきたにも関わらず、道路混雑や複雑なまち並み景観などの問題を抱えています。 加えて地球環境問題への対応から環境と共生することが地球規模で求められていることや、阪神淡路大震災などの自然災害を契機に安全で安心な都市づくりも大きな課題となっています。 また、地方分権のさらなる進展により、都市づくりに多様な担い手が参画できる仕組みの構築なども必要となっています。 このような状況の中で、これまで『ちがさき都市マスタープラン』に基づき、都市づくりを進めてきましたが、社会状況の変化に対応し、市民参画を中心とした実効性を有する新たな都市マスタープランを策定しました。		
計画期間	平成20年度から39年度	根拠法令	都市計画法
策定年月	平成20年6月	担当課	都市政策課

名称	茅ヶ崎市総合交通プラン		
政策目標	10 魅力にあふれ住み続けたいまち	施策目標	37 住みやすく住み続けたいまちをつくる
計画の趣旨	本計画では、表面化している様々な交通問題への対応が必要である状況において、平成32年を目標とした新しい交通政策の基本的な方向を示しています。 この計画を策定するにあたり、(1)市民ニーズへの対応、(2)効率の良い交通・移動の確保、(3)公平な交通サービスの提供、(4)交通が環境に与える負荷の低減、(5)高齢化等の社会状況変化への対応、(6)魅力ある市の維持発展などの課題があると考え、この課題を克服するための基本コンセプトを「ひとを中心に考え、徒歩・自転車・公共交通を主体にしたバランスある交通体系の構築」としました。		
計画期間	平成14年度から32年度	根拠法令	—
策定年月	平成14年3月	担当課	都市政策課

名称	ちがさき自転車プラン		
政策目標	10 魅力にあふれ住み続けたいまち	施策目標	37 住みやすく住み続けたいまちをつくる
計画の趣旨	茅ヶ崎市では「自転車利用の促進」を、まちづくりを進めていく上で重要な施策として位置づけ、平成14年3月に策定した「茅ヶ崎市総合交通プラン」の「人を中心に考え、徒歩・自転車・公共交通を主にしたバランスのある交通体系の構築」の基本方針に基づき、自転車利用促進のための具体的な施策を示す「ちがさき自転車プラン」を策定しました。 本プランは、全ての人と環境にやさしい自転車のまちを目指し、その将来像や将来像を実現するために取り組むべきこと、取り組みの方法を具体的に示しています。		
計画期間	平成16年度から26年度	根拠法令	—
策定年月	平成16年3月	担当課	都市政策課

名称	茅ヶ崎市中心市街地活性化基本計画		
政策目標	10 魅力にあふれ住み続けたいまち	施策目標	37 住みやすく住み続けたいまちをつくる
計画の趣旨	茅ヶ崎市における中心市街地活性化の基本的考え方である 1. 市民の暮らしを支える生活インフラとしての商業機能の活性化 2. 市民の愛着や誇りを高める茅ヶ崎文化・らしさの熟成・発進 3. 人間尊重を基本としたふれあいの場・ネットワークの形成 4. 全ての人々の利用・参加を可能とするユニバーサルデザインの実践 を通じ、「海とみどり、ふれあいの生活文化を育む中心拠点」という中心市街地活性化のテーマを実現するため、必要な各施策を位置付けています。		
計画期間	平成14年度～23年度	根拠法令	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律 (平成18年6月に法改正が行われ、現在は茅ヶ崎市任意の計画)
策定年月	平成14年3月	担当課	都市政策課

序章

第1章

第2章

第3章

資料編

名称	茅ヶ崎市乗合交通整備計画		
政策目標	10 魅力にあふれ住みたいまち	施策目標	37 住みやすく住みたいまちをつくる
計画の趣旨	乗合交通整備計画は、平成13年度に策定した「茅ヶ崎市総合交通プラン」を踏まえた、乗合交通に関する個別計画です。 計画の目標(目指す姿) ・市民 これまで以上に乗合交通に対して積極的に関わり、主体的な行動を実施する。 ・行政、事業者 1.幹線では利便性の高い運行頻度を確保する。 2.支線となる新しい路線を運行する。 3.バス運行の定時性を確保する。 4.人と環境に配慮した茅ヶ崎の顔となる玄関口、市民が集う空間を確保する。 5.乗合交通を快適に利用できる環境を整備する。 以上を掲げ、その実現にむけ、取り組むべきこと、取り組みの方法を具体的に示しています。		
計画期間	平成16年度から32年度	根拠法令	—
策定年月	平成17年7月	担当課	都市政策課

名称	茅ヶ崎市景観計画		
政策目標	10 魅力にあふれ住みたいまち	施策目標	38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
計画の趣旨	本計画は、茅ヶ崎市の実情に応じた建築物等の規制誘導を法に基づいて行うため、「茅ヶ崎市景観計画」を策定し、市民、事業者及び行政が、景観形成の方向性について共通の認識を持ち、一体となって景観まちづくりを推進することを目的としています。		
計画期間	平成20年度から29年度	根拠法令	景観法第8条
策定年月	平成20年7月告示、10月運用開始	担当課	景観みどり課

名称	茅ヶ崎市みどりの基本計画		
政策目標	10 魅力にあふれ住みたいまち	施策目標	38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
計画の趣旨	本計画は、みどりの保全・再生・創出に関する各施策を位置づけており、市民、事業者及び行政が一体となってそれらの施策を推進することで、本計画が目指す「みどりの将来像」を実現することを目的としています。		
計画期間	平成21年から30年	根拠法令	都市緑地法第4条
策定年月	平成21年7月	担当課	景観みどり課

名称	茅ヶ崎市森林整備計画		
政策目標	10 魅力にあふれ住みたいまち	施策目標	38 美しい景観を形成し、命をはぐくむ みどりを保全・再生・創出する
計画の趣旨	本計画は、森林が持つ生活環境の潤いや自然とのふれあいなどによる生活面での充実といった保健文化機能、水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止といった生活環境保全機能の維持を目的としており、人工林の間伐および住宅地周辺の森林の保全を図るため、森林の適正な管理を進めるものです。		
計画期間	平成20年度から29年度	根拠法令	森林法第10条第5項
策定年月	平成20年4月	担当課	景観みどり課

名称	浜見平地区都市デザインガイドライン		
政策目標	10 魅力にあふれ住みたいまち	施策目標	38 美しい景観を形成し、命をはぐくむ みどりを保全・再生・創出する
計画の趣旨	本ガイドラインは、浜見平地区まちづくり計画の内容を受け、「都市計画法」に基づく地区計画と連携して活用していくものであり、地区における景観形成の指針となるものです。全市域における「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に基づく基準に加え、よりよい環境やまち並みを実現するため浜見平地区独自の基準として設定されるものです。 浜見平地区は、容積率や建ぺい率、斜線制限による高さの制限など主に建築形態のコントロールを地区計画で行っており、本ガイドラインはオープンスペースの質及び量的基準を定めるとともにより詳細な建築物等のデザインに関する指針等を定めています。		
計画期間	平成20年度から34年度	根拠法令	—
策定年月	平成20年5月	担当課	景観みどり課

名称	茅ヶ崎市耐震改修促進計画		
政策目標	10 魅力にあふれ住みたいまち	施策目標	39 安全で秩序ある住環境を形成する
計画の趣旨	本計画では、昭和56年5月以前に建築された既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とし、特定建築物および住宅の耐震化率90%達成を目指します。		
計画期間	平成19年度から27年度	根拠法令	建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項
策定年月	平成20年3月	担当課	建築指導課

名称	茅ヶ崎市道路整備プログラム		
政策目標	11 だれもが快適に過ごせるまち	施策目標	42 交通を円滑に処理する道路網を整備する
計画の趣旨	本整備プログラムは、20年後の本市の道路整備状況を見据えながら、道路整備環境の変化に的確に対応するため、本市が新設・拡幅等の整備を実施する主要な道路について、平成23年度から平成32年度までの、今後10年間の道路整備の計画を示すことを目的としています。 また、客観的な指標などを用いて、整備効果や費用対効果などの高い路線や区間を選定し、整備路線・指標など等を公表していくことで、計画を市民と行政が共有し、限られた財源の中で時代のニーズに合致した効率的かつ効果的な道路整備を計画的に進めていくことを目指します。		
計画期間	平成23年度から32年度	根拠法令	—
策定年月	平成23年3月	担当課	道路建設課

名称	茅ヶ崎市下水道整備方針		
政策目標	12 快適な水環境が守られるまち	施策目標	47 公共下水道(雨水・汚水)・河川を整備する
計画の趣旨	本整備方針では、限られた財源の中で下水道整備を効率的・効果的に進めるために、中・長期的な視点にたって下水道整備の方向性を示しています。		
計画期間	平成20年度から41年度	根拠法令	—
策定年月	平成20年8月	担当課	下水道河川建設課

名称	茅ヶ崎市下水道整備計画		
政策目標	12 快適な水環境が守られるまち	施策目標	47 公共下水道(雨水・汚水)・河川を整備する
計画の趣旨	本整備計画では、限られた財源の中で下水道整備を効率的・効果的に進めるために、平成20年8月に策定した「茅ヶ崎市下水道整備方針」を基にして、平成23年度から平成32年度までの10年間ににおける下水道施設の整備内容、整備スケジュールや事業費を定めています。		
計画期間	平成23年度から32年度	根拠法令	—
策定年月	平成23年3月	担当課	下水道河川建設課

名称	茅ヶ崎市水循環水環境基本計画		
政策目標	12 快適な水環境が守られるまち	施策目標	47 公共下水道(雨水・汚水)・河川を整備する
計画の趣旨	人々が親しむ事ができる空間の整備や、動植物が生息しやすい環境を形成するには、河川や水路の水質改善、水量回復、そして水路の水辺を再生し、水辺の空間を保全する必要がある、茅ヶ崎の記憶を取り戻し、新たな茅ヶ崎を象徴できるような水循環環境の実現を目指します。		
計画期間	平成13年度から27年度	根拠法令	—
策定年月	平成13年5月	担当課	下水道河川建設課

序章
第1章
第2章
第3章
資料編
資料1
資料2
資料3
資料4
資料5
資料6
資料7

名称	茅ヶ崎市水循環水環境千ノ川整備計画		
政策目標	12 快適な水環境が守られるまち	施策目標	47 公共下水道(雨水・汚水)・河川を整備する
計画の趣旨	千ノ川沿いの低地に生じる浸水被害を解消して市民生活の安全を守ることを第一とし、豊かな水辺環境を保全・創出するため、水質汚濁が著しい千ノ川の水質改善を図るとともに、晴天時の水量を確保することにより、千ノ川の良い水循環水環境の改善を目指します。		
計画期間	平成15年度から27年度	根拠法令	－
策定年月	平成15年3月	担当課	下水道河川建設課

名称	茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画		
政策目標	12 快適な水環境が守られるまち	施策目標	47 公共下水道(雨水・汚水)・河川を整備する
計画の趣旨	千ノ川沿いの低地に生じる浸水被害を解消して市民生活の安全を守ることを第一とし、水質汚濁が著しい千ノ川の水質改善を図るとともに、晴天時の水量を確保することにより、千ノ川の良い水循環水環境の改善を目指すため、平成15年に「茅ヶ崎市水循環水環境千ノ川整備計画」を策定しました。 本実施計画では、平成15年に策定した「茅ヶ崎市水循環水環境千ノ川整備計画」の実現に向け、「護岸改修」、「親水空間の創出」等のハード整備を進めます。		
計画期間	平成23年度から43年度	根拠法令	河川法
策定年月	平成21年10月	担当課	下水道河川建設課

名称	茅ヶ崎農業振興地域整備計画		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
計画の趣旨	本計画では、優良農地である農用地地区でのほ場整備や農道整備、農業用排水路の改修・維持修繕などの生産基盤の整備、農用地の保全計画や農業経営の規模拡大などの農業の振興を図るための整備を計画的に推進し、生産性の向上と農業経営基盤の安定化を図ります。		
計画期間	－	根拠法令	農業振興地域の整備に関する法律
策定年月	昭和49年1月	担当課	農業水産課

名称	茅ヶ崎海岸グランドプラン		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
計画の趣旨	本グランドプランは、「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議」の提言を基本に、市が、地権者、市民、関係団体及び関係行政機関との意見・意向を整理し、技術的かつ財政的な検討を行い、行政の土地利用計画として位置づけるものです。 平成13年度に策定した「漁港区域整備基本構想」との調整を行うとともに、各分野の行政計画の見直しや新たな計画策定の時期に合わせて本グランドプランの内容との整合を図っていきます。 「海岸法」の改正や「景観法」の施行に伴い、海岸地域における自然環境の保全、魅力ある景観形成の重要性が改めて認識されています。 本グランドプランは、茅ヶ崎漁港周辺地区の将来像や今後の土地利用等の方向を地権者、市民および行政の共通認識として共有し、地区の整備および保全について、協働で進める指針として位置づけます。		
計画期間	平成19年度から38年度	根拠法令	－
策定年月	平成19年3月	担当課	農業水産課

名称	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
計画の趣旨	本計画は、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」を基本に、地区内関係者、市民、関係団体で構成した「茅ヶ崎海岸づくり推進協議会」での検討結果を、茅ヶ崎市が技術的に検討し、グランドプランで定めた将来像を実現するための具体的な事業計画として位置づけるものです。 今後は、グランドプラン推進の主導的な役割を担う(仮称)海岸づくり推進機構を設立するとともに、各事業推進プログラムに示す期間と目標を踏まえ、各事業主体が地区内関係者、市民、関係団体の方々と連携を図りながら、着実に計画を推進します。		
計画期間	－	根拠法令	－
策定年月	平成20年4月	担当課	農業水産課

序章
第1章
第2章
第3章
資料編
資料1
資料2
資料3
資料4
資料5
資料6
資料7

名称	漁港区域整備基本構想		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
計画の趣旨	茅ヶ崎漁港の背後地は、漁港区域及び海岸保全区域に指定された公共空地(国有海浜地等の国が所有している土地)であり、臨港道路・公共下水道・駐車場等の都市基盤はほとんど未整備の状況にある。また、占用許可による公共空地は、漁業関係者以外の住宅や店舗等にも使用されており、公共空地の整備に向けた明確な方針検討が急務となっています。 そこで、茅ヶ崎漁港背後地の公共空地(周辺も含む)について、実現可能な整備計画・整備手法を明らかにし、市民と漁業者が共有できる土地利用整備基本構想の立案を目的として、漁港区域整備基本構想を策定しました。		
計画期間	－	根拠法令	－
策定年月	平成13年3月	担当課	農業水産課

名称	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
計画の趣旨	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて、農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、国・県の方針との整合を図り、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成ができるよう、その実現に向けての措置などを明らかにしたものです。 国の農地制度の見直しにより、平成21年12月15日に「改正農業経営基盤強化促進法」が施行され、これに伴い、同法に基づく神奈川県の基本方針が変更されたことから、平成22年6月に茅ヶ崎市の基本構想を変更しました。		
計画期間	平成22年6月から32年度	根拠法令	農業経営基盤強化促進法
策定年月	平成7年1月	担当課	農業水産課

名称	茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する
計画の趣旨	「ちがさき都市マスタープラン」において、活力と賑わいを創出する地区拠点として位置づけられている辻堂駅西口周辺地区について、隣接する藤沢市の大規模工場跡地整備計画との連携を図りながら、広域的な視点に立った拠点到にふさわしいまちづくりを推進することを目的としています。		
計画期間	平成17年度から46年度	根拠法令	－
策定年月	平成17年3月	担当課	拠点整備課

名称	辻堂駅西口重点整備地区整備計画		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する
計画の趣旨	本整備計画は、平成17年3月に策定した、「辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、辻堂駅西口周辺地区における都市基盤施設や土地利用の具体的な整備内容を示しています。		
計画期間	平成18年度から46年度	根拠法令	－
策定年月	平成18年3月	担当課	拠点整備課

名称	香川まちづくり基本計画		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する
計画の趣旨	本計画は、平成14年度に公募市民や関係団体代表で構成された「香川駅周辺地区まちづくり検討会」から市長に提出された「まちづくりへの提言」をもとにし、地区における現状と課題を踏まえながら、地区の将来像や将来土地利用、まちの骨格などを示した本市ではじめての試みである「市民提案型」のまちづくり計画として位置づけられ、概ね20年後を目標としています。		
計画期間	平成17年度から36年度	根拠法令	－
策定年月	平成17年3月	担当課	拠点整備課

名称	香川駅周辺地区まちづくり整備計画		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する
計画の趣旨	本整備計画は、平成17年3月に策定した「香川まちづくり基本計画」に基づき、駅施設、駅前広場及びアクセス道路整備の早期実現を目指して、これら交通施設のより詳細の実態を調査した上で、香川駅周辺における整備方針・整備計画のイメージを示しています。		
計画期間	平成19年度から38年度	根拠法令	－
策定年月	平成19年5月	担当課	拠点整備課

名称	浜見平地区まちづくり計画		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する
計画の趣旨	浜見平地区周辺の住宅地は狭あいな道路が入り組み、公園・広場などが少なく、住環境および防災性の向上が課題となっています。加えて、本市は茅ヶ崎駅周辺への一極集中型の都市構造となっているため、少子・高齢化に対応した、地域密着型生活のための施設が必要とされています。 このため、浜見平地区を都市再生機構の団地建替事業と合わせ、市城南西部の生活・防災拠点として位置づけ、整備を行うことを目標としています。		
計画期間	平成20年度から34年度	根拠法令	—
策定年月	平成20年1月	担当課	拠点整備課

名称	浜見平地区まちづくり整備実施計画		
政策目標	13 地域の魅力と活力のある産業のまち	施策目標	52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する
計画の趣旨	「浜見平地区まちづくり計画」を踏まえつつ、事業主である都市再生機構や地域住民の方々との合意形成のもと、より具体的な整備内容を定め、市南西部の生活・防災拠点の実現に向けた整備実施計画を定めています。 なお、この計画は長期にわたるため、具体的な整備に当たっては、市、都市再生機構、関係事業者等と協議・調整を行い、役割分担を明確にし、事業を実施していきます。また、経済状況の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行いながら、事業の推進を図ります。		
計画期間	平成20年度から34年度	根拠法令	—
策定年月	平成22年10月	担当課	拠点整備課

【基本理念5】 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営

名称	第3次行政改革大綱		
政策目標	15 社会の変化に対応できる行政経営	施策目標	54 先を見据えた政策を実現する
計画の趣旨	本大綱は、行政を取り巻く環境の変化等に対応していくため、「多様な主体との協働による質の高い行政経営」を目標とし、この目標の達成のため「改革に取り組む3つの視点」を掲げます。 1.市民サービスの質の向上 2.多様な主体との連携 3.限りある行政資源の最大限の活用 これら3つの視点に基づき「改革を進める8つの重点事項」を定めました。 1.よりよい行政サービスの提供 2.積極的な情報提供と説明責任の遂行 3.民間活力の活用 4.協働の推進 5.事務事業の効率化と重点化 6.行政経営システムの整備 7.経営視点に立った財政運営 8.行政評価システムの充実		
計画期間	平成20年度から24年度	根拠法令	－
策定年月	平成20年2月	担当課	企画経営課

名称	第3次行政改革大綱実施計画		
政策目標	15 社会の変化に対応できる行政経営	施策目標	54 先を見据えた政策を実現する
計画の趣旨	本実施計画は、「第3次茅ヶ崎市行政改革大綱」で定めた「改革を進める8つの重点事項」に沿って、具体的な取組内容や数値目標を設定し、同大綱で定めた目標の実現を目指すものです。		
計画期間	平成20年度から24年度	根拠法令	－
策定年月	平成21年8月	担当課	企画経営課

名称	県立茅ヶ崎北部丘陵公園周辺地域整備構想		
政策目標	15 社会の変化に対応できる行政経営	施策目標	55 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
計画の趣旨	茅ヶ崎市の北部地域に整備されることが予定されている県立茅ヶ崎部丘陵公園（仮称）を核とした、その周辺部の将来の整備のあり方について、県道47号（藤沢平塚線）以北のエリアを対象にその整備構想をまとめたものです。		
計画期間	－	根拠法令	－
策定年月	平成4年度	担当課	広域事業政策課

名称	ちがさき情報化プラン		
政策目標	15 社会の変化に対応できる行政経営	施策目標	56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
計画の趣旨	情報セキュリティ対策を実施した上で、情報通信技術の活用により市民サービスを向上させるとともに、市民、企業、大学等との協働や優れた情報発信及び防災対策、産業振興等により行政を含めた地域力の向上を図ります。また、行政サービスの向上や地域力の向上のために行政内部での業務の改革を行い、経費の節減を図ることを目的としています。		
計画期間	平成21年度から25年度	根拠法令	—
策定年月	平成21年3月	担当課	情報推進課

名称	公共施設整備・再編計画(改訂版)		
政策目標	15 社会の変化に対応できる行政経営	施策目標	57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める
計画の趣旨	市内の様々な公共施設のうち、昭和56年以前に建設され、耐震性能に課題のある公共施設の再整備を計画的かつ効率的に行うため、平成20年3月に「公共施設整備・再編計画」を策定しました。しかし、平成20年後半からの世界的な金融危機や世界同時不況により、社会・経済情勢は大きく変化しました。 そこで、本計画では、茅ヶ崎市の財政状況や総合計画事業との調整を考慮にいれ、市民生活に大きな影響を与えないこと、耐震性能の課題が多い公共施設から再整備することを基本に、事業費の財政負担の平準化を図り、かつ、再整備の時期、規模、内容、財源などの基本的事項について改めて見直しし、これらの施設の最適な再整備のあり方について示しています。		
計画期間	平成20年度から32年度	根拠法令	耐震改修促進法
策定年月	平成23年2月	担当課	施設再編整備課

名称	茅ヶ崎市行政拠点地区再整備基本構想		
政策目標	15 社会の変化に対応できる行政経営	施策目標	57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める
計画の趣旨	本基本構想は、行政拠点地区の将来像や地区内の中核施設となる市役所本庁舎複合施設の整備のための基本構想および地区全体の整備プログラムを位置づけています。 なお、本基本構想は、計画期間が長期にわたるため、経済状況や本市の財政状況等を考慮し、時点ごとの財政調整や必要に応じた修正を行いながら、計画的に事業を推進します。		
計画期間	—	根拠法令	—
策定年月	平成21年3月	担当課	施設再編整備課

序章

第1章

第2章

第3章

資料編

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

資料6

資料7

名称	茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画		
政策目標	15 社会の変化に対応できる行政経営	施策目標	57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める
計画の趣旨	公共建築物を適切に維持管理することを目的に平成18年2月に策定された「公共施設長寿命化指針」に基づき、公共建築物の長寿命化を推進するための基本方針や基本的な考え方を示したものです。 本計画により、公共建築物の修繕等が必要な場所と量及び保全費用を的確に把握するとともに、年度ごとの保全費用を平準化し保全事業を実施することで、計画的で効果的な公共建築物の保全事業を行います。 これまで行ってきた不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」的な維持保全から、不具合が生じる前に修繕・更新を行う「予防保全」の視点に認識を転換し、計画的な維持保全を行うことで、施設利用者が安全で安心して利用ができるように、既存建築物を良好な状態で維持し、公共建築物の長寿命化を推進します。		
計画期間	平成23年度から42年度	根拠法令	—
策定年月	平成22年7月	担当課	施設再編整備課

名称	第4次定員適正化計画		
政策目標	16 それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営	施策目標	59 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
計画の趣旨	本計画は、適正な職員配置を行い、円滑な行政運営を図ることを目的としています。 ・目標職員数 平成21年4月1日現在の職員数1,867人(教育長を含む。)の1.93%の36人を減員し、1,831人とする。 ・計画の範囲 一般行政部門、特別行政部門及び公営企業等部門のすべての部門とする。		
計画期間	平成22年度から26年度	根拠法令	—
策定年月	平成22年3月	担当課	職員課

7

用語の解説

〔アルファベット〕

●PDCA

Plan(計画)⇒Do(実行)⇒Check(評価)⇒Action(改善)
⇒Plan(改善計画)

●TMO

Town Management Organizationの略
中心市街地における商業まちづくりをマネジメントする機関

〔か 行〕

●協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること(茅ヶ崎市市民活動推進条例第2条第2号)。

●協働推進事業

市民活動団体から事業の企画案を募り、市民活動団体の特性を生かした事業展開を行うもの。市と市民活動団体が対等な立場で適切な役割分担により双方の責任で事業を実施します。あらかじめ市がテーマを設定したうえで企画案を募集する「行政提案型」と、テーマを設定せずに募集する「市民提案型」の2種類がある。

●合計特殊出生率

人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、1人の女性が一生に産む子供の数の平均を求める。

●混雑度

道路の平均的な込み具合を示す指標。良好な走行状態として許容できる限度の交通量(交通容量)に対する実際の交通量の比率で計算される。1.00を超えた状態は、実際の交通量が交通容量を超えた場合であり、1.50を超えるとピークの時間帯を中心に混雑する時間帯が増加すると考えられている。

●コーホート要因法

コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団毎の時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法である。たとえば、ある地域において観測された20～24歳の人口は、5年後には25～29歳に達する。その年齢の集団は、20～24年前に出生したものであり、その人口集団を年次的に追跡し、変化量、変化率を検討する。

●コンパクト

区域区分によって都市的機能が集約されていること。

〔さ 行〕

●財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数。指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。また、1.0を上回れば地方交付税(普通交付税)が支給されない不交付団体となり、下回れば地方交付税が支給される交付団体となる。

●自然共生社会

人間と地球に暮らすすべての生き物が共に暮らせる環境を継承し、将来までずっと自然の恵みを得られる社会のこと。

●実質公債費比率

地方公共団体の公債費(地方債の元利償還等に要する経費)などによる財政負担の度合いを判断する指標。

また、財政の健全性を判断する指標のひとつで、25%を超えると「早期健全化団体」に、35%を超えると「財政再生団体」になる。

●主幹

上司の命を受け、業務を遂行する直接的なリーダー。

●循環型社会

ごみを減らして、限りある資源を繰り返し利用していくことで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

●生物多様性

さまざまな生物の生態系・種・遺伝子の多様性が確保され、生息場所に応じて相互の関係を築きながら存在しているようす。

〔た 行〕

●担当課長

所属(課)の業務のうち、特命的な事務を所属長と同等の権限をもって処理する職。

●地域力

地域社会の課題解決や地域の価値創造のために、市民や企業をはじめとした地域の構成員が自律的に取組む力や相互に協力する力のこと。

●低炭素社会

現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出量をなるべく抑えて、自然界の吸収量と同等レベルにするとともに、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

〔な 行〕

●ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前(ノーマル)であるという考え方。

〔や 行〕

●ユニバーサルデザイン

製品や建物、環境を障害、年齢、性別、国籍など、人がもつそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用できるようにはじめてから考えてデザインする概念。

茅ヶ崎市総合計画基本構想

平成23(2011)年3月発行
第1刷 2,000部作成

発 行：茅ヶ崎市

編 集：企画部企画経営課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

T E L：0467-82-1111（代）

F A X：0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携 帯 サ イ ト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

